

平成25年第1回太子町議会定例会（第441回町議会）会議録（第1日）

平成25年2月26日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 6 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告
- 7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 8 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 議案第1号 平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 10 議案第2号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第3号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第4号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第5号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第6号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第7号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第8号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 17 議案第9号 工事請負変更契約の締結について
（石海小学校本館校舎耐震補強改修工事）
- 18 議案第10号 消防に関する事務等の委託の廃止について
町長施政方針
- 19 議案第11号 町道路線の認定について
- 20 議案第12号 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について
- 21 議案第13号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第15号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第16号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 25 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第18号 太子町暴力団排除条例の制定について
- 27 議案第19号 太子町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第20号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 29 議案第21号 太子町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 30 議案第22号 太子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 31 議案第23号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県
市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 32 議案第24号 西播磨地域消防広域化協議会の廃止について

- 33 議案第25号 平成25年度兵庫県太子町一般会計予算
- 34 議案第26号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 35 議案第27号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 36 議案第28号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 37 議案第29号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 38 議案第30号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 39 議案第31号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 40 西はりま消防組合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 6 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告
- 7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 8 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 議案第1号 平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 10 議案第2号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第3号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第4号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第5号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第6号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第7号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第8号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 17 議案第9号 工事請負変更契約の締結について
（石海小学校本館校舎耐震補強改修工事）
- 18 議案第10号 消防に関する事務等の委託の廃止について
町長施政方針
- 19 議案第11号 町道路線の認定について
- 20 議案第12号 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について
- 21 議案第13号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第15号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第16号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 25 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第18号 太子町暴力団排除条例の制定について
- 27 議案第19号 太子町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第20号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

- 29 議案第21号 太子町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 30 議案第22号 太子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 31 議案第23号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 32 議案第24号 西播磨地域消防広域化協議会の廃止について
- 33 議案第25号 平成25年度兵庫県太子町一般会計予算
- 34 議案第26号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 35 議案第27号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 36 議案第28号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 37 議案第29号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 38 議案第30号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 39 議案第31号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 40 西はりま消防組協議会議員の選挙

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	中 島 貞 次
11 番	服 部 千 秋	12 番	井 村 淳 子
13 番	中 井 政 喜	14 番	橋 本 恭 子
15 番	清 原 良 典	16 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	山 本 雅 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	井 手 俊 郎
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一
監 査 委 員	水 野 賢 司		

議長挨拶

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

寒さの中にも早春の息吹が感じられる季節となつてまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成

25年第1回太子町議会定例会（第441回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。

今期定例会では、平成25年度本町行政の根幹となる当初予算を初め、人事案件、補正予算、条例の改正など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。

さて、平成25年度予算編成において、国では緊急経済対策に基づき、24年度補正予算と一体的な15カ月予算として、財政健全化目標を見据え、復興、防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心、地域活性化に重点を置いた、日本経済再生に向けた予算編成が行われています。

本町においても、財政状況は依然として厳しく、財政改善の兆しは見えないが、安心して安全なまちづくりのために、あらゆる英知を結集し、町の発展に努めなければなりません。議会としましては、住民が希望を持って安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、政策提言機能やチェック機能の充実に取り組むなど、3万4,000町民の負託に応えてまいる所存であります。

平成25年度の町政運営の方針につきましては後ほど町長から説明がございすし、会期中には新年度予算審査のための一般会計予算委員会の設置も予定されているところであります。議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞でございすが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（北川嘉明） 皆さんおはようございます。

平成25年第1回太子町議会定例会（第441回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

幾らか寒さも緩み始めましたが、議員各位におかれましては、公私とも御多忙のところ御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っていますこと、まことに御同慶にたえない次第であります。

今期定例会におきましては、予算案件として平成24年度補正予算案8件、平成25年度当

初予算案7件、そのほか契約案件1件、条例案件11件、規約案件2件、その他案件2件の計31件の議案と人事案件の諮問2件の計33件の案件を提出させていただいており、御審議をお願い申し上げます。また、後日追加で契約案件1件を提出させていただく予定をしております。

提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時03分）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第1回太子町議会定例会（第441回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐野芳彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、森田眞一議員、平田孝義議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（佐野芳彦） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの28日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月25日までの

28日間に決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（佐野芳彦） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等33件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成24年度11月分及び12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、平成24年第5回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたので御了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち水野賢司監査委員には本日の会議のみ、堂本正広企画政策課長、栄藤雅雄総務課長、三輪元昭税務課長、森川勝町民課長、宗野祐幸生活環境課長、八幡充治街づくり課長、水田茂上下水道事業所長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

次に、新庁舎建設調査特別委員会委員長中島貞次議員の委員長辞任が1月25日の委員会で許可されました。よって、委員会条例第8条第2項の規定により、新たに委員長及び副委員長を互選した結果、委員長に首藤佳隆議員、副委員長に藤澤元之介議員が互選されました。

以上で報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から12月26日、1月11日、1月22日、2月5日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第5、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 おはようございます。

福祉文教常任委員会の所管事務報告書を読み上げさせていただき、報告にかえさせていただきます。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記。1、調査事件名。地域包括支援センターのあり方について。

2、調査年月日。平成24年5月16日水曜日から平成25年2月13日水曜日の間で計8回。

3、調査の経過及び意見。

平成18年4月より、高齢者が住みなれた地域で日々元気に継続して生活ができるよう支援するため、太子町地域包括支援センターが保健福祉会館内に設置され、介護保険制度を初め、地域の高齢者に関する多様な相談に応じている。

また、在宅の高齢者に対しては、より身近な相談業務に応じられるよう、町内2カ所の社会福祉法人、聖園、まほろばの里に地域包括支援センターのランチとして事業の一部を委託しており、その現状を把握するために本委員会は聞き取り調査を行ってきた。その

調査結果を踏まえ、福祉文教常任委員会として下記のとおり提言する。

記。1、在宅の高齢者で70歳代の方は3年に1回、80歳以上の方には年に1回、聖園、まほろばの里のケアマネジャーが戸別訪問をして相談に応じている。しかし、聖園、まほろばの里が太子町地域包括支援センターの相談窓口であることが住民に周知されていないため、ケアマネジャーが訪問しても警戒心が強く、心を開いてくれない場合が多いということが調査からわかった。本委員会として広報活動に努めるよう申し入れを行ったところ、平成24年10月号「広報たいし」に、高齢者を訪問しているのは委託先の聖園、まほろばの里のケアマネジャーであると明記した記事が載せられたことは評価できる。今後も、介護で家族が時間的にも経済的にも困ったときに地域包括支援センターに相談できるということを継続して周知活動を行うとともに、速やかな対応ができるよう、さわやか健康課とケアマネジャーとの連絡、連携に努めること。

2、地域包括支援センターの認知度を高めるためにも、もっと親しみやすく、わかりやすい愛称を考えること。

以上、報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第6 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第6、新庁舎建設調査特別委員会の調査報告を行います。

新庁舎建設調査特別委員会から1月25日、2月1日の委員会開催分の所管事務調査報告

書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（佐野芳彦） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いしております玉田泰之氏が平成25年6月30日付をもって任期満了となります。その後任者として中村薫氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき町議会の意見を求めるものであります。

中村氏の経歴は参考資料のとおりであります。

よろしく御審議を賜り、原案に異議なしとの意見をいただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦

することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の
推せんにつき意見を求めるこ
とについて**

○議長（佐野芳彦） 日程第8、諮問第2号
人権擁護委員の推せんにつき意見を求めるこ
とについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 諮問第2号人権擁護委
員の推せんにつき意見を求めることについて
説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお
願いしております杉本嘉代子氏が平成25年9
月30日付をもって任期満了となられます。杉
本氏は平成22年10月1日より人権の擁護及び
相談業務に熱意を持って活動していただい
ており、引き続き同氏を法務大臣に推薦したい
ので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に
基づき町議会の意見を求めるものであります。

杉本氏の経歴は参考資料のとおりでありま
す。

よろしく御審議を賜り、原案に異議なしと
の意見をいただきますようお願い申し上げ、
提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わ
りました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ち
に採決を行いたいと思います。御異議ありま
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。
したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は原案のとおり推薦
することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第9、議案第1号から日程第
39、議案第31号までは、本日は提案説明のみ
にとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと
思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第9 議案第1号 平成24年度兵
庫県太子町一般会計補正予算
（第4号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第9、議案第1号
平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算
（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第1号平成24年度
兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）に
ついて説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経
費の補正、国の緊急経済対策に伴う公共事業
の追加、繰越明許費、債務負担行為及び地方
債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総
額に歳入歳出それぞれ1億9,217万3,000円を
追加し、歳入歳出予算の総額を101億3,941万
1,000円とするものであります。

歳入予算については、配当割交付金、地方
消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交
付税、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入
金、諸収入、町債の追加とゴルフ場利用税交
付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、
県支出金の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、農林水
産業費、商工費、土木費の追加と議会費、民
生費、衛生費、労働費、消防費、教育費、災
害復旧費、公債費の減額であります。

次に、繰越明許費として、翌年度に繰り越
して使用できる経費を6事業設定し、債務負

担行為については1事業を廃止しております。

また、地方債の補正については、1事業を新たに追加し、2事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ただいま上程されました議案第1号平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業執行に伴う関係経費の補正と国の緊急経済対策として公共事業の前倒しを求められた事業について追加で編成したものでございます。

公共事業前倒し分の追加につきましては、県との協議により、平成25年度当初予算に計上を予定していた総合公園整備事業や鶴旧国道線整備事業等が対象となり、時期的に当初予算の編成後でございましたので、やむを得ず当初予算と一部が重複して計上されております。補正予算に前倒しすることによって地域の元気臨時交付金や補正予算債の活用が可能となり、有利な財源を確保することはできますので、御理解をお願いしたいと思います。新年度予算の成立後、速やかに重複部分につきましては減額等の措置を講じさせていただきます。

では、歳出から説明いたします。

全体を通じまして、人件費につきましては、時間外勤務手当の減額によるもの、市町村職員共済組合、公立学校共済組合の基礎年金公的負担金率が改定され、平成24年4月以降の負担金に遡及適用となったことによる増額によるもの、退職手当組合特別負担金確定による増額によりまして、総額1,076万5,000円の増額となっております。

28ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目13基金

費、節25積立金1億5,761万6,000円の追加につきましては、歳入補正予算額が歳出補正予算額を上回ったため、収支分を財政調整基金に積み立てたものと、基金運用しております定期預金利息を決算見込み額に補正したことによるものでございます。

30ページをお願いいたします。

目15新庁舎建設費、節13委託料3,957万円の減額につきましては、主に新庁舎建設基本・実施設計業務委託料において、新庁舎建設実施設計部分を25年度実施へ移行したことによるものでございます。

また、地域交流センター基本・実施設計委託料につきましては、実施設計部分につきましては、庁舎部分と同様に25年度へ移行し、減額する予定でございましたが、緊急経済対策事業として24年度事業として予算を残し、実施いたします。そのため、25年度当初予算計上額と830万円の事業費が重複いたしております。

財源の内訳といたしましては、補助金として都市再生整備事業補助金が4,363万円の追加となっております。これは当初補助率を40%で見込んでいたところ、今年度分として見込み以上に国より内示を受けたことによるものでございます。

次に、起債でございますが、都市再生整備事業債が560万円の追加となっております。これは当初充当率を75%で見込んでおりましたが、県との協議の中で90%まで充当が可能と判明したことによるものと、緊急経済対策として事業を前倒しいたしました地域交流センター実施設計分に対して充当率100%の補正予算債を充てることが可能となったことによるものでございます。したがって、補正額は減額となっておりますが、補助金、起債は増額となり、一般財源は大幅に減額されております。

項4選挙費、目7衆議院議員選挙費404万7,000円の減額につきましては、12月に執行されました選挙の支出額確定によるものでございます。

ページが飛びますが、34ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節23償還金利子及び割引料、子育て支援交付金返還金288万3,000円の追加につきましては、予算額に基づく概算申請と実績額の差額分を精算により返還するものでございます。

36ページをお願いいたします。

目3保育所運営費、節20扶助費、保育所運営費6,213万7,000円の減額につきましては、高額単価でありますゼロ歳児の受け入れ人数を年間580名で予定しておりましたが、年間延べ人数が400名程度に減少したことによるものでございます。

38ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19負担金・補助及び交付金、揖龍休日夜間急病センター運営費分担金25万8,000円の追加につきましては、分担金の算定に当たり、基準財政需要額の増額によるものと、国勢調査人口が更新され、太子町の揖龍管内における人口比率が28.5%から29.3%へ上昇したことによるものでございます。

目2予防費、節13委託料、4種混合接種委託料481万8,000円の追加につきましては、平成24年11月より3種混合ワクチンと不活化ポリオワクチンを合わせて4種混合接種として移行することによるものであります。なお、移行により、3種混合、2種混合接種委託料及びポリオ接種委託料をそれぞれ減額いたしております。

40ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節13委託料、ため池耐震診断業務委託料600万円及びため池一斉点検業務委託料120万円の追加につきましては、震災対策農業水利施設整備事業といたしまして、東日本大震災のため池決壊による甚大な被害を教訓として、国の補正予算において耐震点検補助制度が拡充されたことによるものでございます。本町といたしましては、ため池耐震診断1カ

所、ため池一斉点検15カ所を予定いたしております。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費1,800万円の追加につきましては、平成26年度に町単独事業として予定しておりました沖代線外舗装修繕工事について、国の補正予算において国庫補助事業での採択が可能となったこと、また地域の元気臨時交付金算定対象事業となっていることから、繰り上げて今年度に予算化するものでございます。

42ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目4公園事業費5,469万2,000円の追加につきましては、緊急経済対策事業として、総合公園の整備区域6ヘクタールのうち造成工事が完了した1.8ヘクタール、花と緑・文化の里ゾーンについて、園路、広場、配水設備ほか整備工事を実施するものでございます。25年度予算を前倒しで計上いたしておりますので、8,100万5,000円が当初予算と重複いたしております。

目5土地区画整理事業費、節19負担金・補助及び交付金、JR網干駅西南土地区画整理組合助成金1,100万円の減額につきましては、組合設立時期が12月にずれ込んだため、今年度の作業としては地区界測量が主となり、町が助成いたします工事に關する作業が平成26年度に予定されることから、支出も平成26年度に再度計上することとし、今年度については減額するものでございます。

目6都市再生整備事業費、節13委託料のうち物件調査補償費積算業務委託料の100万円の追加につきましては、鵜旧国道線道路拡幅に伴う補償費積算業務を委託するものでございます。節15工事請負費、鵜旧国道線道路整備工事費1億円の追加につきましては、鵜旧国道線道路整備に伴う工事費でございます。節17公有財産購入費、道路用地購入費1,980万円につきましては、鵜旧国道線拡幅に伴う用地取得費でございます。節22補償・補填及び賠償金、物件補償費500万円につきましては、用地買収に伴う樹木やネットフェンス等を移転する補償費でございます。

以上の目6都市再生整備事業費で御説明いたしました費用は緊急経済対策事業として25年度事業を前倒して実施するものでございますので、当初予算と1億2,580万円が重複いたしております。

財源の内訳といたしましては、補助金として都市再生整備事業補助金が4,977万円の追加となっております。これは主に前倒し事業に対して補助率40%として交付されることによるものでございます。

次に、起債でございますが、都市再生整備事業債が7,410万円の追加となっております。これは主に前倒し事業に対して充当率100%の補正予算債が充当されたことによるものでございます。

44ページお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料のうち斑鳩小学校校地公図整理業務委託料の300万円の追加につきましては、斑鳩小学校に仮設教室を建設するに当たり敷地調査を行ったところ、里道及び水路が残っていることが判明したことにより、建築申請上、公図の整理業務が必要となったことによるものでございます。

46ページお願いいたします。

目2教育振興費、節18備品購入費、特別支援学級用備品購入費56万7,000円につきましては、25年4月より龍田小学校において自閉情緒学級と肢体不自由学級への入級者が予定されており、新たな備品が必要になったものでございます。

また、石海小学校におきましても、重度の難聴により補聴器だけでは授業が聞こえない児童が通級中であるため、補助器具を購入するものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節15工事請負費、東中学校校舎増築工事費2,000万円の減額につきましては、入札残等によるものでございます。

48ページお願いいたします。

項5社会教育費、目6図書館費、節14材料及び賃借料、図書データ作成委託料の

914万円の減額につきましては、平成25年度の図書検索システム導入に向けて図書のデータ化を業者に委託することを予定しておりましたが、このたびシステム業者の支援を受けてアルバイト職員が行ったことにより安価になったものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款4配当割交付金、款6地方消費税交付金、款7ゴルフ場利用税交付金、款8自動車取得税交付金につきましては、決算見込み額による増減でございます。

款10地方交付税につきましては、普通交付税の本年度交付額は17億208万4,000円と決定しておりますが、予算計上を留保しておりました3,250万7,000円を全額追加するものでございます。

16ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節3保育所運営費負担金のうち4,391万7,000円の減額につきましては、歳出で説明いたしました保育所運営費の減に伴う国庫負担金の減額でございます。過年度保育所運営費負担金710万8,000円につきましては、昨年度の保育所運営費負担金の精算によるものでございます。また、20ページにおきましても、県支出金として同様の理由で計上いたしております。

18ページをお願いいたします。

節15障害児通所給付費負担金146万8,000円の追加につきましては、歳出におきまして放課後等デイサービス給付費の追加がございましたので、それに伴う国の負担率を2分の1として負担金を計上するものでございます。

項2国庫補助金、目2土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち舗装修繕事業費補助金825万円及び道路ストック総点検事業費補助金165万円につきましては、国の補正予算において予算補助されたものでございます。また、地域の元気臨時交付金135万円につきましては、国の緊急経済対策の一環として、追加公共事業の地方負担額をもとに

交付金限度額を算出し、地方に交付するもので、本事業に充当しております。節2都市計画費補助金、都市公園事業費補助金2,500万円につきましては、緊急経済対策事業として前倒し実施分の補助金3,900万円の追加と当初予算に計上いたしました交付金の減額分を相殺したものでございます。また、都市再生整備計画事業費補助金9,340万円の追加につきましては、当初補助率を通常の10分の4として見込んでおりましたが、追加で交付される見通しとなったため3,980万円を増額し、また緊急経済対策事業として前倒し実施分の補助金5,360万円を予算計上するものでございます。

目4教育費国庫補助金、節1学校費補助金、理科教育設備整備費等補助金14万1,000円につきましては、中学校の理科教育に関する備品購入に対して交付されるものでございます。

飛びまして22ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち震災対策農業水利施設整備事業補助金720万円につきましては、国の補正予算において耐震点検補助制度が拡充されることに伴うもので、補助率は10分の10でございます。

飛びまして26ページをお願いいたします。

款21町債、項1町債、目1土木債、節1都市計画事業債1億710万円の追加につきましては、国の緊急経済対策として前倒しして実施する事業には充当率100%、交付税算入が50%ございます有利な補正予算債の発行を認められたため、これを充当するものでございます。また、節2道路橋りょう事業債につきましても同様に、沖代線ほか舗装補修工事に補正予算債を充てるものでございます。

目2教育債、節1学校建設事業債、東中学校校舎増築事業債6,210万円の減額につきましては、このたびの国の補正予算における交付金や起債など有利な財源を確保できたため、単独事業費に係る起債を減額し、後年度への負担軽減を図るものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第2表は繰越明許費の補正につきまして、歳出で説明いたしました国の緊急経済対策関連といたしまして、地域交流センター実施設計事業から鵜旧国道線道路整備事業までの5事業を追加いたしております。斑鳩小学校校地公図整理事業につきましては、早期に公図整理業務に着手する必要があることから追加するものでございます。

次に、第3表債務負担行為の補正につきましては、斑鳩小学校普通教室設置事業といたしまして12月に御議決いただきましたが、このたび公図整理が必要となったことから、25年度当初からの教室設置が困難となりましたので、廃止させていただくものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第4表地方債の補正につきましては、歳入予算に合わせて道路橋りょう事業を追加し、都市計画事業、学校建設事業は起債限度額を変更いたしております。

以上で平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第10 議案第2号 平成24年度  
兵庫県太子町国民健康保険  
特別会計補正予算（第3号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第10、議案第2号平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第2号平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経

費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,670万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億9,270万円とするものであります。

歳入予算につきましては、療養給付費等交付金、財産収入、繰入金の追加と国庫支出金、県支出金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費、保険給付費、基金積立金の追加と保健事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 議案第2号平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出では、平成20年4月1日より70歳から74歳までの高齢者医療についての自己負担割合を2割から1割に5年間凍結している措置をさらに1年間延長することによる費用の追加、また一般被保険者、退職被保険者等療養給付費について、決算見込みの医療費に増減があったため、保険給付費を補正するものなどあります。一方、歳入では、交付申請や交付決定によるもの及び歳出の補正に伴い、関係する財源を補正するものなどあります。財源調整を歳出の財政調整基金積立金で行っております。

歳出から説明いたします。

10ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、市町村職員共済組合の負担金率の改正により共済費を22万9,000円追加し、平成20年4月1日より70歳から74歳までの高齢者医療についての自己負担割合を2割から1割に5年間凍結している措置をさ

らに1年間延長することによる高齢受給者証の再発行費用として、需用費12万5,000円、役務費で8万1,000円の計20万6,000円を追加しております。

次に、款2 保険給付費についてでございますが、11月診療分までの医療費等の状況や前年度の医療費等の伸び率等を勘案し、今後の支出見込みを行いました結果、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費で1,200万円を追加し、目2 退職被保険者等療養給付費で700万円を減額しております。

款3 後期高齢者支援金等及び款6 介護納付金につきましては、歳入補正に伴う財源更正であります。

12ページをお願いします。

款8 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費につきましては、特定健診の受診率の伸び悩み等により121万5,000円を減額しております。

款9 基金積立金、項1 基金積立金、目1 財政調整基金積立金につきましては、基金利子積み立てとしまして23万6,000円の追加と歳入歳出予算の財源調整によります1,224万7,000円の追加で、計1,248万3,000円を追加しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6ページをお願いします。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金につきましては、変更交付申請より2,459万1,000円を減額し、目3 特定健康診査等負担金につきましては、交付決定により60万8,000円を減額しております。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金につきましては、節1 普通調整交付金で決算見込みにより600万円を減額し、節2 特別調整交付金で歳出、特定健康診査等事業費の未受診者対策業務委託料の決算見込みにより21万5,000円を減額しております。

目3 高齢者医療制度円滑運営事業補助金につきましては、歳出、一般管理費の補正分で、高齢受給者証の再発行経費分としまして20万6,000円を計上しております。

款4療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの概算交付金の額の変更通知によりまして5,104万8,000円を追加しております。

8ページをお願いします。

款6県支出金、項1県負担金、目2特定健康診査等負担金につきましては、交付決定により60万8,000円を減額し、項2県補助金、目1育成指導補助金につきましては、県の内示により23万円を減額しております。

目2財政調整交付金につきましては、普通調整交付金で決算見込みにより500万円を減額しております。

款9財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、基金利子23万5,000円を追加しております。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金につきましては、交付申請により223万7,000円を追加し、節2職員給与と費等繰入金につきましては、歳出、一般管理費で御説明しました市町村職員共済組合の負担金率の改正により22万9,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,670万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,270万円とするものであります。

以上で平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第11 議案第3号 平成24年度
兵庫県太子町介護保険特別
会計補正予算（第3号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第11、議案第3号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第3号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億1,223万円とするものであります。

歳入予算については、財産収入、繰入金の追加と国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の減額であります。

歳出予算においては、総務費、保険給付費、介護サービス事業費、基金積立金の追加と地域支援事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 議案第3号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、市町村職員共済組合負担金率の改正により共済費を19万1,000円追加しております。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費につきましては、国庫、県費、支払基金の交付申請額に合わせて歳入補正に伴う財源更正であります。

目2予防サービス費につきましては、12月までの歳出状況により残り3カ月の必要額を推計した結果、要支援者に対する住宅改修費の現予算に不足が生じられるため、60万9,000円追加しております。

目3高額介護サービス費につきましても同様に、残り3カ月の必要額を推計した結果、

現予算に不足が生じると思われるため、19万3,000円追加しております。

目4特定入所者サービス費、目5審査支払手数料につきましては、国庫、県費、支払基金の交付申請額に合わせて歳入補正に伴う財源更正であります。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、市町村職員共済組合の負担金率の改正により共済費を5万1,000円追加しております。

12ページをお願いします。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的事業費につきましては、職員手当等で決算見込みにあわせて10万円減額し、共済費で市町村職員共済組合の負担金率の改正により22万8,000円追加し、使用料及び賃借料につきましては、介護給付費適正化システム導入見送りに伴いシステム使用料91万4,000円減額し、合わせて78万6,000円減額しております。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費につきましては、介護給付費準備基金預金利子積み立てとしまして4万2,000円追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、交付申請額に合わせて555万3,000円減額しております。

項2国庫補助金、目1調整交付金についても同様に29万9,000円を減額し、目2地域支援事業交付金については、決算見込み額に合わせて89万5,000円追加しております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、交付申請額に合わせて54万8,000円減額しております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金についても同様に151万7,000円減額しております。

8ページをお願いします。

款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金については、決算見込み額に合わせて44万8,000円追加しております。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金については、介護給付費準備基金預金利子を4万1,000円追加しております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、保険給付事業繰入金で、決算見込み額に合わせて340万4,000円減額し、介護サービス事業繰入金については、先に説明いたしました市町村職員共済組合の負担金率の改正により共済費を5万1,000円追加し、合わせて335万3,000円減額しております。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金については、1号被保険者の保険料の不足額について基金からの繰り入れを行うもので、1,018万6,000円追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,223万円とするものであります。

以上で議案第3号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第12 議案第4号 平成24年度  
兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第4号平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第4号平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経

費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,899万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**○議長（佐野芳彦）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（山本修三）** 議案第4号平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出につきましては、決算見込みにより職員人件費を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものであります。

歳入につきましては、決算見込みにより保険料を追加し、一般会計繰入金を減額するものであります。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員人件費を3万5,000円減額しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成24年度における保険料決算見込みにより後期高齢者医療広域連合保険料納付金を763万4,000円追加しております。

次に、兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金につきまして、平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計決算において決算剰余金が発生し、平成24年度へ繰り越ししましたので、市町負担金の納付に関する要綱第6条の規定により平成24年度市町共通経費負担

金と相殺したため、211万円減額しております。また、保険基盤安定繰入金納付金につきましては、平成24年度保険基盤安定負担金が確定したため、1万6,000円追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、目1後期高齢者医療保険料につきましては、調定額、収納状況等を勘案し、決算見込みをしました結果、特別徴収分で750万6,000円と普通徴収分で27万5,000円を追加し、滞納繰越分で14万7,000円減額しております。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金を職員人件費及び兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金減額のため、214万5,000円減額しております。また、保険基盤安定繰入金につきましては、平成24年度保険基盤安定負担金の確定により1万6,000円を追加しております。

以上で詳細説明を終わります。

**○議長（佐野芳彦）** 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第5号 平成24年度 兵庫県太子町墓園事業特別 会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第5号平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第5号平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,823万円とするものであります。

歳入予算につきましては、使用料及び手数料において、応募基数が当初見込みより増えたため墓園永代使用料を278万8,000円追加し、財源調整により一般会計への繰入金を78万1,000円減額しております。また、平成23年度の繰越金の確定により189万4,000円を追加するものであります。

歳出予算としましては、墓園事業費、一般管理費で一般会計繰出金を357万5,000円追加し、修繕や植木維持管理委託料で不用額が発生しましたので、67万4,000円を減額しております。積立金では、平成23年度墓園事業特別会計決算の確定により、メモリアルパーク管理基金積立金100万円を追加するものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第14 議案第6号 平成24年度  
兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第6号平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第6号平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正、債務負担行為の設定及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,667万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億1,330万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加と使用料及び手数料、町債の減額であります。

歳出予算としましては、下水道費の追加で

あります。

次に、債務負担行為として、平成24年度建設事業分の兵庫西流域下水汚泥処理委託事業建設負担金について、期間及び限度額を設定しております。

また、地方債の補正につきましては、公共下水道事業債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） ただいま上程されました議案第6号平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1下水道費、目1一般管理費において、市町村職員共済組合負担率の変更により、節4共済費で7万7,000円の追加となっております。節19負担金・補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金については、処理水量等の経費増加により2,155万円追加をしております。

目2公共下水道事業費において、節3職員手当等で10万円の減額、市町村職員共済組合負担率の変更により、節4共済費で14万4,000円の追加となっております。節15工事請負費において、公共ます設置工事の決算見込みによりまして500万円を減額しております。

以上で歳出の詳細説明を終わります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

8ページの歳入をお願いいたします。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料において、使用料の決算見込みによりまして300万円を減額しております。

款3繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、財源調整によりまして2,447万



1,000円の増額となっております。

款6町債、目1下水道債につきましては、歳出で説明いたしました工事請負費減額にあわせて公共下水道事業債を480万円減額しております。

以上で歳入の詳細説明終わります。

最後に、3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございますが、これは平成24年度の兵庫西流域下水汚泥処理委託事業建設負担金について、期間及び限度額を設定しております。

続きまして、第3表地方債の補正であります。歳入予算の町債の補正にあわせまして公共下水道事業債の限度額を480万円減額するものでございます。

以上で平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第15 議案第7号 平成24年度
兵庫県太子町前処理場事業
特別会計補正予算（第2号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第7号平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第7号平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正及び債務負担行為の設定であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,968万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金、一般会計繰入金で、財源調整のため145万4,000円を

追加しております。

歳出予算としましては、前処理場費につきまして、職員人件費で3万7,000円の減額と揖保川浄化センターの経費等の増加により、揖保川流域下水道維持管理負担金を149万1,000円追加しております。

次に、債務負担行為として、平成24年度建設事業分の兵庫西流域下水汚泥処理委託事業建設負担金について、期間及び限度額を設定しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第16 議案第8号 平成24年度  
兵庫県太子町水道事業会計  
補正予算（第2号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第8号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第8号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正を行うものであります。

その内容としましては、収益的支出について、事業費用、営業費用において人件費83万6,000円を追加し、その他営業費用において量水器購入入札残により871万6,000円を減額し、営業外費用については繰上償還等による企業債利息346万6,000円を追加し、収益的支出総額を4億6,547万7,000円とするものであります。

また、資本的支出におきましても建設改良費において人件費17万1,000円を減額し、資本的支出総額を1億3,047万3,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足

する額 1 億 2,947 万 3,000 円は、過年度分損益勘定留保資金及び減価積立金で補填することとしております。

また、予算第 6 条で定めた経費の職員給与費を 66 万 5,000 円増額し、6,740 万 3,000 円としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 17 議案第 9 号 工事請負変更契約の締結について（石海小学校本館校舎耐震補強改修工事）

○議長（佐野芳彦） 日程第 17、議案第 9 号工事請負変更契約の締結について（石海小学校本館校舎耐震補強改修工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第 9 号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成 24 年 6 月に議決をいただきました石海小学校本館校舎耐震補強改修工事の請負契約について変更が生じたため議決を求めるものでございます。

当工事につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事に仕様等変更が生じたため、山陽建設工業株式会社と締結している工事請負契約を変更するものでございます。

契約額は、変更前契約額 1 億 3,580 万 1,750 円に 977 万 250 円を追加し、1 億 4,557 万 2,000 円とするものでございます。

詳細につきましては教育次長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） ただいま上程されました石海小学校本館校舎耐震補強改修工事

に係る変更契約の締結につきまして詳細説明を申し上げます。

このたびの変更契約で増額する 977 万 250 円の主な内容を説明させていただきます。

参考資料をごらんください。

変更内容につきましては、着工後において施工の支障となる埋設設備配管の移設や現場での工事施工上の調整で仕様変更を行ったもの等でございます。

主な内容につきましては、既設の病弱児童用特別支援教室、普通教室 2 教室への空調設備新設に約 308 万円、既設の職員室、校長室への空調室外機仮接続に電気設備迂回工を含めまして約 73 万円、既設防火戸 2 カ所の取りかえに約 56 万円、既設校舎と体育館とを接続している既設の電気通信設備配管の移設に約 60 万円、耐震壁の施工に伴いアンカーや補強筋の追加に約 45 万円、既設校舎のコンクリートへのモルタル塗りに約 46 万円を増額し、その他外構工事で北校舎西側のアスファルト舗装に約 303 万円、既設の玄関扉のフロアヒンジ交換に約 40 万円、交通整理員の増員に約 47 万円をそれぞれ増額するものでございます。

以上が変更の主な内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第 18 議案第 10 号 消防に関する事務等の委託の廃止について**

○議長（佐野芳彦） 日程第 18、議案第 10 号消防に関する事務等の委託の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第 10 号消防に関する事務等の委託の廃止について提案を申し上げます。

本案件につきましては、現在常備消防事務等をたつの市に委託していますが、平成 25 年

4月1日に西はりま消防組合が発足することから、3月31日をもってたつの市との委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項により、準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

町長施政方針

○議長（佐野芳彦） 日程第19、議案第11号町道路線の認定についてであります、お諮りします。

ここで町長より平成25年度の施政方針の説明をお伺いしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

それでは、町長より施政方針の説明をお願いします。

町長。

○町長（北川嘉明） それでは、施政方針を読み上げさせていただきます。

本日、平成25年太子町議会第1回定例会に当たり、太子町一般会計予算及び各特別会計予算並びに企業会計予算を初めとする諸議案の御審議をお願いするに際しまして、私の町政運営に係る基本的な方針と新年度における施策の概要を説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

町民の皆様の厚い信託を賜り、太子町行政の運営に当たらせていただき7カ月が経過しようとしていますが、私に与えられた重責を改めて痛感し、小さくてもきらりと光る太子町に向けて、町民の皆様との対話を重ね、つながりが感じられるまちづくりへ邁進しているところであります。

さて、我が国の経済情勢は、東日本大震災

と原発事故を契機とした深刻なエネルギー制約、急速な少子高齢化やリーマン・ショックから続く経済活動の落ち込み、デフレによる景気の低迷などが継続しています。国政においても政治に変化を求める有権者の意思ははっきり示された形となり、諸課題に適切に対応する新しい発想と施策への国民の期待にしっかりと応えなければなりません。

本町においても、町税収入の増加などが見込めない中、社会保障費などの義務的経費の増加は避けられないことから、財政運営は厳しい状況が続くものと考えられます。

このような状況ではありますが、今ふるさと太子という自立したまちづくりの中、さまざまな分野において町民の活力を生かすとともに、太子町新行政改革大綱の実施計画に基づき、限られた財源を効率的、効果的に活用しつつ、行政評価などの手法を用いて各事業の方向性の明確化などの検証を行い、安定した財政基盤の確立を図ります。

予算編成に当たりまして、新庁舎建設事業などの大型事業の実施により財政需要が大幅に増大する年度であることを職員一人一人が十分に認識し、ふるさと太子に熱い思いを持ち、創意と工夫により住民福祉の向上に寄与できるよう職務に取り組みます。

一方、地方自治の地域主権改革につきましては、基礎自治体への権限移譲により、未熟児の訪問指導や養育医療の給付事務などが都道府県から市町に移譲されました。

義務づけ、枠づけの見直しでは、これまで法令などで義務づけられていた基準、施策などを地方がみずから決定して実施できるようになり、条例の制定などにより整備に取り組んでいます。みずからの町はみずから考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づけるような具体的な施策の促進を図るものであります。

昨年はまさにオリンピックの年であり、ロンドンパラリンピックでは太子町出身の西家道代選手がシッティングバレーボール日本代表のキャプテンとして出場、7位入賞という

成績をおさめられ、「仲間」、「つながり」、「夢」の大切さ、とうとさを教えていただいた一年でもありました。

また、東日本大震災から間もなく2年が経過します。「仲間」や「つながり」・「きずな」の力によって少しずつ復興への歩みを進められているところであります。本町も宮城県山元町へ職員を通年派遣し、引き続き復興の一助を担わせていただきます。しっかりとこの災害を捉え、教訓にしていかなければならないとの思いを強く感じるところであります。

4月からは西はりま消防組合がスタートします。災害の多様化など、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力の強化に努め、町民と一体となって災害などに迅速かつ適切に対応できるように万全を期するものであります。

今、希望が見出され、町民が笑顔で穏やかに暮らしていただけるよう、地域、町民と町が一体となった、助け合い、支え合いによる、次世代に向けた新たな視点を踏まえたまちづくりを展開する必要があります。

その拠点として、平成25年度に本格化する新庁舎建設事業を最重点事業として位置づけ、「人がつどう、まちをめぐる、太子がつながる」をコンセプトとした実施計画を早急に完成させ、工事の着工へと歩みを進めます。

平成25年度においても、町民の皆様が「この町に住んでよかった」、「これからも住み続けたい」という思いを持っていただけるためにも、平成32年度を目標年度とする第5次太子町総合計画におきまして、“和のまち太子”の実現に向けて町民の皆様とともに踏み出し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを目指さなければならないと決意を新たにしたところであります。

それでは、主要施策の大要につきまして、第5次太子町総合計画に掲げております町の将来像の政策課題に沿って申し述べたいと存じます。

政策第1、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、生涯にわたって取り組める健康づくりでございますが、近年不健全な生活の積み重ねによって引き起こされる、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。病気の進行は寝たきり、認知症などの要介護状態を招き、健康長寿の最大の阻害要因となっています。その中で、平成24年度に策定した第2次太子町地域保健推進計画の基本理念であります健康寿命の延伸を目指し、町民一人一人が尊重され、個人や家庭、地域、行政が一体となった健康づくり運動を推進いたします。

また、鬱病など心の病気の早期発見と早期対応を図るため、毎月1回、保健福祉会館で専門職によるこころの相談事業を実施し、個々の心の健康づくりの対策のきっかけとなるよう、心の健康をテーマとした健康講演会や教室を開催いたします。

さらに、太子町地域保健推進計画とあわせて策定した食育推進計画に基づき、改めて食のあり方を方向づける中で、町民が生涯にわたって健康であり続け、豊かな人間性を育むことができるように食育を推進いたします。

第2点、スポーツの振興でございますが、新しい種目の開拓を目的としたスポーツ指導者バンクには、太極拳など7種目24人が登録されています。引き続き指導者の発掘に努めるとともに、指導者の資質向上を目的として、運動中の事故やけが防止のために、スポーツマッサージやテーピングなどの講習会も実施いたします。

また、スポーツを通して健康づくりや仲間づくりにつながるようスポーツ教室メニューの充実を図り、また無理なく楽しみながら体を動かせるニュースポーツ、レクリエーションの普及を促進いたします。

第3点、保健・医療サービスの充実でございますが、妊婦が安心・安全な出産を迎えるために、妊娠ごとに14回分の妊婦健康診査費用を助成し、積極的な受診を促進するとともに

に、母親教室、両親教室を引き続き実施いたします。

また、未熟児の健やかな発育と経済的な負担の軽減を図るため、その医療費と入院時の食事療養費を給付するとともに、対象児の訪問などを行い支援します。

さらに、乳幼児の食事や栄養に関する相談が多種多様化しているため、1歳6カ月児、3歳児健診において、栄養士を1名増員し、きめ細やかな個別の助言、相談を行います。

太子町特定健診の平成24年度の受診率は約26%程度にとまっていることから、新たに40歳から74歳の国民健康保険被保険者全員に対して個別通知を実施し、受診勧奨を積極的に行います。

また、健康管理意識を高めるため、健康講座の開催や人間ドック助成事業を引き続き実施し、早期からの生活習慣病予防に努めます。

さらに、第2次特定健康診査等実施計画に基づいて、特定健診でメタボリックシンドローム該当者などに対して食生活などの生活改善指導を行います。

子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診については、早期発見、早期治療が重要となるため、節目年齢の方を対象に無料クーポンと検診手帳を配付し、引き続き受診促進を図ります。

乳幼児が発症すると重症化または後遺症が残り、中には死亡することもある細菌性髄膜炎を予防する小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの接種や、女性の子宮頸がん発症をより効果的に予防できる子宮頸がんワクチンの接種についても、対象年齢者に引き続き無料で実施いたします。

また、安心して子育てをしていただくため、中学3年生までの児童・生徒に係る通院医療費の一部を助成するとともに、医療費負担が多額となる場合が多い入院医療費については、その全額を引き続き助成いたします。

感染症予防の充実でございますが、麻疹・風疹混合ワクチンの接種率を95%に近づける

よう、対象者には個別通知など行い、引き続き勧奨いたします。

3月に三次救急医療機関として開設する製鉄記念広畑病院救命救急センターの運営に対して、全ての重篤患者を受け入れる態勢を確保できるよう財政支援をいたします。

政策2、「誰もが支え合って暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、安心して老後が迎えられるまちづくりでございますが、急速に進展する社会の高齢化と核家族化の中、高齢者などが住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者等安心見守りネットワーク事業を実施いたします。

また、ひとり暮らしをされている虚弱な高齢者宅から専門スタッフにいつでも電話相談でき、緊急時にも対応できる安心見守りコール事業を引き続き実施いたします。

さらに、認知症高齢者対策の推進でございますが、物忘れが目立ち、認知症ではないかと不安に思う高齢者などにももの忘れ相談の実施や出前講座の活用などで認知症予防対策を引き続き行います。

次に、独居高齢者、認知症の高齢者が増加する中で処遇困難事例が増え、行政だけでは対応に限界があるため、地域関係者を含んだ地域ケア会議の設置など、地域包括ケアシステムの構築を行い、課題解決に取り組みます。

次に、交通手段がない高齢者、障害者世帯に対しまして、やすらぎタクシー運賃助成事業を引き続き実施し、日常生活における交通手段を確保いたします。

次に、日常生活に介護を要する高齢者及び障害者が住みなれた住宅で安心して健やかに生活が送れるよう、居住する住宅を改造する費用を引き続き助成いたします。

第2点、障害者福祉の推進でございますが、障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の強化を図ります。

また、療育体制の充実でございますが、心

身障害及び発達障害の疑いのある児童の自立と地域社会への参加を促進するため、個別療育事業の5つの療法のうち音楽療法に肢体不自由児クラスを増設して充実を図ります。

さらに、子供の発達段階における障害などの早期発見や支援体制の充実を図るため、引き続き指導力のすぐれた専門員が保育所などを巡回いたします。

次に、障害児の健やかな育成を図るため、通所事業やデイサービス事業などに対して引き続き必要な支援を講じます。

また、子供の発達に不安をお持ちの保護者にも広く利用していただけるように、民間の児童発達支援事業所を地域の中核的な療育支援施設として位置づけて、相談事業の充実を図ります。

さらに、障害のある子供やその家族にライフステージに応じた継続的な支援を行うため、保健・福祉・教育などで情報を共有するサポートファイルを引き続き活用し、一貫した支援を行います。

第3点、地域で支え合う体制の確立でございますが、生活困窮者の暮らしの安定、自立支援を目的として、社会福祉協議会やハローワークとの連携を深め、賃貸住宅の敷金などへの補助制度の周知や個々の指導を引き続き行います。

また、豊かな歴史・文化的環境を生かした個性あるまちづくりを進めるとともに、ユニバーサル社会づくりの早期実現を図るため、太子ユニバーサル推進地区、役場周辺地区約130ヘクタールを対象に、人に優しいバリアフリー化を進め、安全で快適な都市環境づくりを目指します。

さらに、災害時に支援が必要な高齢者や障害者などの要援護者の避難支援対策として、災害時要援護登録者個別計画書の情報整理を進めるとともに、民生児童委員などの協力をいただき、未登録者の積極的な登録を促します。

政策3、「子ども達の笑顔があふれるまちづくり」について申し上げます。

第1点、子育てしやすいまちづくりでございますが、全ての子供に良質な成育環境を保障し、子供や子育て家庭を社会全体で支援するため、本町のニーズに応じた（仮称）子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な準備作業を行います。

また、児童の健全な育成を図るため、育児相談、育児講演会などを充実させるとともに、引き続き児童館、子育て学習センターの利用促進に努めます。

さらに、虐待の再発や深刻化の防止のため、正確な情報を地域や学校園が共有して、要保護児童対策地域協議会を中心に、見守りが必要な家庭に対する適切な保護に努めます。

11月の児童虐待防止月間ではオレンジリボンキャンペーンを実施し、児童虐待を防止するための普及啓発を引き続き行います。

次に、保育サービスの充実でございますが、核家族化の進行や、就労形態や生活スタイルの変化に伴い、保育所に求められるニーズが多様化する中で、仕事と子育てが両立でき、利用しやすい環境づくりとして、町内保育所での一時預かり事業を引き続き実施いたします。

また、子育て支援の一環として、保護者への経済的負担を軽減するため、多子世帯保育所保育料軽減事業を引き続き実施いたします。

さらに、学童保育園の充実でございますが、指導補助員1名を増員し、より安全・安心な共働き家庭の低学年児童の居場所を確保するとともに、各学童保育園の保育レベルが一定になるよう、指導員研修などを実施して能力向上に努めます。

第2点、生きる力を育む学校教育の充実でございますが、子供や保護者の抱える悩みを受けとめ、学校園における相談体制の構築及び充実を図るため、幼稚園、小学校にスクールカウンセラーを引き続き配置するとともに、教職員に対するカウンセリング技術の指導も行います。

また、注意欠陥や多動性障害などの児童・生徒及びその学級に対して、実態に応じた効果的な指導、支援を図るため、引き続きスクールアシスタントを3名増員し、12名を小・中学校に配置いたします。

さらに、さまざまな理由で教室での授業を受けられない生徒に対して、別室での学習をサポートする別室少人数指導員についても各中学校に引き続き配置いたします。

次に、地域の外国語教育や国際化の向上のため、両中学校に外国語指導助手（ALT）を引き続き通年配置し、英語を学ぶ意欲とコミュニケーション能力を育成いたします。また、希望者を対象に夏期休暇中を利用した外国語指導助手による英会話教室を学校園で開催いたします。

次に、体験的な学習の推進でございますが、子供たちが自然と共生でき、心身ともに調和のとれた健全な育成が図れるよう、小学校において自然学校推進事業や体験型環境学習を引き続き実施いたします。

次に、安全で快適な教育環境づくりでございますが、老朽化により学校運営に支障を来している龍田小学校体育館屋根と太田小学校南館校舎屋上防水を改修いたします。

次に、学校給食を通じた食育の推進でございますが、太子町産の野菜など地場農産物を学校給食へ積極的に取り入れ、食育の推進を図ります。

第3点、地域、家庭、学校が一体となった育みでございますが、中学2年生が職場体験などを通じて地域について学び、生きる力を育むことを目指し、トライやる・ウィークを引き続き実施いたします。

また、心豊かでたくましい子供を社会全体で育むため、中央公民館を中心とした地域の社会教育施設を活用し、あそびっ子教室（放課後子ども教室）を開催し、さまざまな体験活動や地域住民との交流活動などを支援いたします。

さらに、学校、家庭、地域の連携を強化し、学校運営の参画や支援活動に取り組み、

地域に支えられた学校運営を目指すため、地域連携普及推進研究事業を太田小学校において取り組みます。

政策4、「安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、町を襲う危機への備えでございますが、東日本大震災などを教訓とした県地域防災計画の修正に基づいて、防災の現場における女性の参画などを盛り込んだ町地域防災計画の見直しを行い、地域防災体制の充実を図ります。

また、新型インフルエンザなどが今後発生したときの対策として、新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、その実効性を確保いたします。

さらに、発災対応型防災訓練や防災講演会を引き続き実施し、地域の防災力向上及び各自主防災組織活性化を図るとともに、災害対策情報をより早く、より正確に町民に伝えることができる、ひょうご防災ネットの加入促進を図ります。

次に、都市基盤の整備として、崩壊が懸念される東出字平岩と丹生山の急傾斜地において引き続き急傾斜地崩壊対策事業を実施いたします。

第2点、犯罪を未然に防ぐ備えでございますが、明るく住みよい地域社会づくりを構築するため、挨拶運動や子供たちの下校時の見守りなどを引き続き実施し、町防犯推進委員会など関係機関、各自治会まちづくり防犯グループ及びたつの警察署との連携を強化し、地域が一体となって地域防犯活動に努めます。

また、子供たちが安心して学べる環境づくりを構築するため、学校メール配信事業を引き続き実施いたします。

さらに、太子町暴力団排除条例を制定し、たつの警察署など関係機関や地域との連携を図りながら、安全で安心な住民生活を確保いたします。

第3点、交通安全対策の充実でございますが、子供や高齢者などの交通事故は依然とし

て多発していることから、高齢者交通安全教室を引き続き実施いたします。

また、町交通安全を進める会と連携を図りながら街頭啓発などを積極的に実施して、交通事故の撲滅に努めます。

また、平成24年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、長金陸橋の調査設計業務を実施いたします。

政策5、「快適で住みやすいまちづくり」について申し上げます。

第1点、美しい町並みの形成でございますが、国土調査法に基づき実施している地籍調査事業は平成20年度から開始していますが、引き続き吉福地区を調査対象に取り組みを進めます。

また、市街地整備の推進でございますが、道路ネットワークの構築により良好な住環境整備を促進するため、都市計画道路龍野線立体交差事業や都市計画道路網干線外道路用地測量業務を実施するとともに、都市計画道路見直しに伴い、課題検証に必要となる道路網見直し調査業務も行います。

さらに、JR網干駅西南地区土地区画整理事業では、昨年12月に組合が設立され、引き続き測量と仮換地指定を行い、平成29年度事業完了を目指します。

第2点、スムーズに移動できる交通体系の構築でございますが、平成24年度国の補正予算により繰越事業として、新庁舎建設にあわせて整備が必要となる町道鵜旧国道線の用地購入や道路整備を行います。

また、町民が利用する公共交通機関を確保するため、神姫バスなどの民営乗り合いバスの赤字路線（姫路駅～龍野線、山崎～ダイセル線）の経費を引き続き一部補助します。

政策6、「美しくすがすがしいまちづくり」について申し上げます。

第1点、安全で良質な水の供給でございますが、太子町水道ビジョンに基づいて、吉福浄水場の高度浄水方法などを含め、安心・安全・安定した水の供給を行うため、今後の手法を検討いたします。

また、立岡山北配水池外工事が平成24年度に完了することにより、災害時においても水の供給が可能となりますが、さらに安定した体制を構築するため、老朽化した基幹管路の耐震化実施設計を行います。

第2点、美しい環境を守る下水道等の整備でございますが、公共下水道への接続、水洗化率は約94%ですが、接続完了世帯の負担の公平性や公共用水域の水質保全などの観点から、一層の水洗化への啓発を行い、水洗化率の向上に努めます。

また、沖代線など重要輸送路に敷設されている下水道管の適切な維持管理を行うため、老朽化対策として管路調査を実施いたします。

第3点、環境に優しいまちづくりでございますが、二酸化炭素排出抑制のため、ごみの減量化を推進いたします。廃てんぷら油の回収、レジ袋の削減、生ごみの堆肥化、資源ごみの集団回収などの取り組みを強化し、引き続き循環型社会の構築を目指します。

また、町内の交通安全灯137カ所全てにおいて、環境負荷の低減や省資源化、電球の長寿化によるコスト削減に取り組むため、リース方式によるLED化を図ります。

さらに、クリーンエネルギーの普及促進のため、環境型公用車として電気自動車を1台配備するとともに、環境学習の場においても活用いたします。

次に、典型7公害のうち市町の事務であります振動について、苦情対応に不可欠な機器である振動計を1台更新いたします。

政策7、「憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり」について申し上げます。

第1点、憩い、ふれあいの場づくりでございますが、安心安全に総合公園を利用いただくために、平成24年度国の補正予算により繰越事業として、多目的広場と駐車場を整備するとともに、総合公園との一体整備を図るため、町道北ノ町松ヶ下線の整備と旧環境センターの跡地利用を促進するため、実施設計を行います。

また、今後の整備予定地約1,310平方メートルの用地取得を進めます。

さらに、都市計画公園8カ所において、安全な公園として維持管理できるよう、都市公園施設長寿命化計画の策定業務を行います。

第2点、生涯学習の推進でございますが、公民館におきましては、多様化する学習ニーズや地域の人材を起用した地域特性を生かした各種講座やたちばな大学などを開設し、生涯学習の拠点または発信基地となるよう、一層の活動支援に引き続き努めます。

また、かるた大会では、かるた大会推進員が時代背景や百人一首の意味などを解説し、伝統文化を通じた異世代交流を図ります。

図書館におきましては、貸し出し蔵書検索など迅速化が可能となる図書管理システムを導入し、利用者の利便性の向上に努めます。

また、本への親しみを深めるため、古くなった図書の再利用や児童・生徒のレファレンスの増加に対応するため、図鑑、知識の本の充実を図り、ブックスタートのPRパンフレットに掲載した絵本を中心として、乳幼児向けの絵本の充実を図ります。

さらに、開館30周年を迎える中で、読書の推進と利用者へ感謝の気持ちを込めて、記念講演会を開催いたします。

次に、人権学習の推進につきましては、町民一人一人の人権が尊重される人権文化に満ちたまちづくりを目指し、町民主化推進協議会と連携して、リーダーの育成や住民学習会の充実を図り、広く人権尊重精神の普及に努めます。

第3点、歴史文化の再発見と活用でございますが、歴史資料館では開館20周年を迎え、町の歴史や文化に対する関心をさらに高めるため、（仮称）太子町の聖徳太子など2つの企画展示を開催するとともに、引き続き歴史講座を12回、一般対象の現地見学会を5回、小・中学生対象の歴史探検隊を5回、それぞれ開催いたします。

また、常設展示図録は刊行後16年が経過しており、新たに加わった知見などに基づいて

内容を更新し、新しい図録を作成いたします。

第4点、芸術、文化の振興でございますが、開館20周年を迎える文化会館は自主事業の全てを記念事業に位置づけるとともに、芸術、文化に興味を持っていただけるよう、多様な鑑賞の機会を提供いたします。

また、経年劣化により雑音やノイズが発生している大ホールの音響機器を更新いたします。

さらに、56回目を迎える公募美術展は各分野における町民の創造活動を促進しており、文化芸術活動の振興を図るため引き続き開催いたします。

第5点、観光振興によるにぎわいづくりでございますが、太子町観光協会などと連携を図り、本町の特性を生かした観光啓発に向け、観光ボランティアガイドなどと連携を図りながら、観光客の誘致拡大と本町の有効な観光資源の発掘などに取り組みます。特に町民参加型の第19回太子あすかふるさとまつりのさらなる充実を図ります。

また、特産品の普及を図るため、引き続き太子みそなどを活用した商品の開発などを地元商店などの協力を得ながら進めるとともに、商品の販路を拡大するため、大豆栽培農家を支援し、太子町産大豆を増産いたします。

政策8、「産業の活気あふれるまちづくり」について申し上げます。

第1点、美しい田園景観を維持する農業の振興でございますが、土地の有効利用と都市近郊農業という特色を生かし、ジャガイモ、サツマイモ畑による観光オーナー事業や、休耕田の有効活用を図るため、レンゲ、ソバなどの景観形成作物によるれんげまつり、そばまつりなどを引き続き支援します。

また、農業経営の安定化を図ることなどを目的とした国の経営所得安定対策制度（農業者個別所得補償制度）において、本制度に係る農家に対して米や野菜などの出荷を促し、農業の多面的機能の維持を目指します。

さらに、農業者の高齢化、後継者不足及び遊休農地の増加などが大きな課題となっている中で、町農業委員会と連携しながら農地の利用状況を把握し、遊休農地の有効利用を図ります。

次に、国の事業を有効に活用し、町地域農業再生協議会などの関係機関と連携を図りながら、新規就農者、認定農業者の掘り起こしや集落営農組織の育成を引き続き推進いたします。

次に、総合的に農業を振興するため講ずべき施策の具体的な実施方法を示す農業振興地域整備計画を緊急雇用対策事業の活用により改訂いたします。

次に、地産地消対策として、直売所の固定化、学校給食センターへの安定した納入を進めるとともに、太子ふれあい市、太子いちじく部会などの生産者団体を引き続き支援いたします。

次に、土地基盤の整備として、老朽化した吉福地区揚水ポンプを更新し、また岩見構土地地区水路が水漏れしているため補修工事を実施します。

次に、西播磨ふるさとの風景づくり整備事業を活用して、宮本水路補修工事と岩見構下農業用水路改修工事を実施いたします。

第2点、にぎわいある商業の推進でございますが、太子町商工会と引き続き連携しながら、活力ある中小企業の育成などを図るため、経営改善普及事業及び地域振興事業を商工業の振興のため引き続き支援いたします。

また、仕事について悩んでいる若者やその家族を対象に年6回、中央公民館で専門職による相談などを行う若者サポートステーションを引き続き開設いたします。

さらに、悪徳商法による消費者の被害を防ぐため、積極的な情報提供を行うとともに、引き続き消費生活相談員を配置し、複雑化する消費者トラブルに対応いたします。

政策9、「自治と連携による力強いまちづくり」について申し上げます。

第1点、参画と協働の推進でございます

が、時代に即した男女共同参画社会の形成に向け、より一層積極的に取り組むため、第3次太子町男女共同参画プランを作成するとともに、増加するDV相談に身近なところできめ細やかな支援を行うDV基本計画についても同プランに盛り込みます。

平成25年度においても、まちづくりの集いや町民提案箱などにより住民ニーズの把握に努めるとともに、将来にも影響が及ぶ事業の実施に当たっては、パブリックコメントや町民公募委員の参加など、より幅広い広聴活動を展開し、町民の皆様の御意見を反映いたします。

また、「広報たいし」やホームページにおいても、掲載内容の充実を図るとともに、相互に補完させながら、町内外へ行政情報を発信していきます。

さらに、ふるさと応援基金活用事業として、教育環境の充実など、ふるさとを応援したいという方々の温かい思いを形にするふるさと応援基金を活用して、幼・小・中学校などにおける創意工夫を生かした特色ある教育活動などを推進する事業に対して備品などの整備を行います。

第2点、太子町行政力のパワーアップでございますが、第5次太子町総合計画体系下の各事業について行政評価を行い、定期的かつ継続的に実施結果の検証を行うとともに、課題を明らかにし、次年度以降の実施計画策定に反映させ、事業成果及び効率性の向上を図るとともに、総合計画の進捗状況の把握や事務事業の見直しを図ります。

また、情報化の推進といたしましては、特別委員会、定例教育委員会、各種審議会などの会議録作成の時間短縮を図るため、議事録作成支援業務を委託いたします。

次に、庁舎建設事業の推進につきまして、町民と行政、議会とが“和のまち太子”の実現に向け、「人がつどう、まちをめぐる、太子がつながる」をコンセプトとした地域交流拠点の創出のため、庁舎に併設して、町民の皆様が気軽に利用でき、協働の場とし

て自由に活用することができる交流スペースを設置することを計画しています。

新庁舎建設工事の実施設計を年内目標として取り組み、その後建設工事に着手し、平成26年度中の工事完成を目指します。

次に、明石市を除く播磨地域の12市9町が連携し、広域的な課題に取り組み、播磨地域を全国へ発信し、総合力を高めることを目的に設置した播磨広域連携協議会に対して運営経費を負担し、観光、防災などの事業を展開いたします。

次に、行政改革の推進につきましては、平成25年度から取り組みを開始する第5次太子町新行政改革大綱を着実に推進するため、町行財政の現状など情報の発信を行い、町民の理解と協力のもとに、行政サービスの効率化、行政経費の節減に努め、安定した行財政運営の実現に取り組みます。

以上が平成25年度の太子町行政に取り組む私の所信と施策の概要であります。これまで以上に町民、議会、行政が一体となり、新総合計画の基本目標“和のまち太子”の実現に向け、「活きるまち」、「誇れるまち」、「つながるまち」、「安心のまち」の基本理念のもと、全力を傾注いたします。

今期定例会に提案しております案件につきましては、慎重なる御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長の施政方針の説明は終わりました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後0時59分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第19 議案第11号 町道路線の認定について

○議長（佐野芳彦） 日程第19、議案第11号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第11号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、県道網干たつの線の真砂バイパス整備に伴う旧道処理による町道1路線及び都市計画法第40条の帰属による道路3路線を認定するものであります。

起点、終点、道路延長、道路幅員等の概要につきましては、議案別紙で添付しております。なお、箇所につきましては、参考資料に路線地図を添付しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第12号 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第20、議案第12号太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第12号太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、時代に即した男女共同参画の実現に向け、5年を計画期間とする太子町男女共同参画プランを平成25年度に改定するに当たり、太子町男女共同参画プラン策定委員会を設置するため条例を制定するものでございます。

詳細につきましては副町長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第12号太子町男女共同参画プラン策

定委員会条例の制定について詳細説明を申し上げます。

平成11年6月に国において男女共同参画社会基本法が制定され、本町におきましても平成15年度に太子町男女共同参画プランを策定しました。現在、少子高齢化や家族形態の多様化、地域社会の変化など、社会環境や経済が急速に変化しており、時代に即した男女共同参画社会の実現に向け一層積極的に取り組むため、現行計画の目標年次であります平成25年度にこれを改定いたします。

改定に当たりましては、男女共同参画社会の実現に必要な課題の抽出や具体的な取り組みなどを調査、審議をいただくため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく委員会として、太子町男女共同参画プラン策定委員会を設置するものでございます。

主な条例の内容につきましては、第2条で委員会の所掌事項を規定し、第3条では委員について、学識経験者や太子町男女共生セミナー修了者、兵庫県の男女共同参画推進員など10人以内で組織することのほか、任期を定めております。その他、第4条では委員長及び副委員長の設置、第5条で会議の開催や議決、第6条で意見の聴取などについて定めております。

なお、条例の施行日につきましては平成25年4月1日とし、プランが改定された後の平成26年3月31日をもって失効することといたしております。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第21 議案第13号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第21、議案第13号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第13号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）が平成24年6月27日に公布され、この法律により「障害者自立支援法」が一部改正されたことに伴い、関連する引用箇所を整理するため、また太子町男女共同参画プラン策定委員会を平成25年4月1日より設置し、当該委員会の委員を報酬の対象とするため、太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、条文中の字句である「障害程度区分」を「障害支援区分」へ改めるもの、男女共同参画プラン策定委員会委員を報酬の対象に追加するものでございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第22、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成25年度におい

て東日本大震災の被災地である宮城県山元町へ職員を派遣することに関連し、単身赴任手当及び単身赴任者の配偶者等が居住する住居に関する住居手当の支給について整備するため条例改正を行うものです。

改正内容は、単身赴任手当及び単身赴任者の配偶者等が居住する住居に関する住居手当における支給対象及び支給額に係る規定の整備等でございます。

詳細につきましては副町長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖で発生した地震により被災された地域への人的支援として全国的に中期的な職員の派遣が行われており、兵庫県内の12町については、町村会を通じて、平成24年度より順次被災地である宮城県山元町への職員派遣を行っているところでございます。

本町におきましては、平成25年度に職員を派遣することは決定しておりますが、現行の一般職の職員の給与に関する条例には単身赴任手当に関する規定及び単身赴任者の配偶者等が居住する住居に関する住居手当の規定がないため、国家公務員等の単身赴任手当、住居手当に関する法律や県内市町の給与条例に倣い改正しようとするものでございます。

単身赴任手当につきましては、第2条第1項において、正規の勤務時間による勤務に対する報酬である給料に含まないものとして単身赴任手当を追加規定しております。

また、第11条の4第1項において、異動等に伴い住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、従前の住居から通勤することが困難である場合で、単身で生活することを常況とする職員に対し単身赴

任手当を支給することを規定しております。

次に、第2項において、単身赴任手当の月額額は2万3,000円に、職員の移転後の住居と配偶者の住居との間の交通距離により、4万5,000円を超えない範囲で加算した額とすることを規定いたしております。

次に、第3項におきまして、国または他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、従前の住居から通勤することが困難である場合で、単身で生活することを常況とする職員や第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要がある職員に単身赴任手当を支給することと規定いたしております。

次に、第4項におきまして、単身赴任手当の支給の調整に関する事項、その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は規則で定めることを規定いたしております。

住居手当につきましては、第11条の2第1項第2号におきまして、単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っている者、またはこれらの者と権衡上必要があると認められる者に対して住居手当を支給することを規定いたしております。

次に、第11条の2第2項第2号におきまして、単身赴任手当を支給される職員の配偶者が居住する住宅に関する住居手当は、第1号に規定する通常の算出方法により算出した額の2分の1に相当する額の住居手当を支給することを規定いたしております。

また、宮城県山元町への派遣に際し、特異な例であることを勘案し、住居手当は派遣前と同様に支給することを附則で規定しております。

施行期日につきましては、附則第1条において平成25年4月1日といたしております。

なお、同年度に職員を派遣される播磨町、稲美町、神河町のうち稲美町、神河町は既に単身赴任に係る規定がございまして、播磨町

については当町と同様に改正議案を上程されております。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第23 議案第15号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第23、議案第15号太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第15号太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、議案第14号と同様、平成25年度において東日本大震災の被災地である宮城県山元町へ職員を派遣することに関連し、赴任旅費の支給について整備するため条例改正を行うものです。

改正内容は、赴任の際に支払われる移転料、着後手当、扶養親族移転料に係る規定の整備等でございます。

詳細につきましては副町長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第15号太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定におきまして説明申し上げますと、本町におきましては平成25年度に職員を派遣することは決定しておりますが、現行の太子町職員の旅費に関する条例には一般に赴任の際に支払われる旅費の規

定がないため、国家公務員等の旅費に関する法律や県内市町の旅費条例に倣い改正しようとするものでございます。

具体的には、旅費の種類に、第9条の2において、赴任に伴う住所または居所の移転を行う場合に、その費用を賄うものとして支給される移転料を、第9条の3において、新居住地に到着してからの諸雑費として支給される着後手当を、第9条の4において、赴任に伴い住所または居所を移転する場合に、扶養親族を移転するのに要する費用である扶養親族の交通費、食事代、宿泊代等に充てるものとして支給される扶養親族移転料を追加し、それに付随した文言の修正をあわせて行っております。

なお、同年度に職員を派遣される稲美町、播磨町及び神河町におかれても本町と同様に改正議案を上程されております。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第16号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第24、議案第16号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第16号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

条例の制定について説明を申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）が平成24年6月27日に公布され、この法律により障害者自立支援法が一部改正されたことに伴い、関連する非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、重度心身障害者介護手当支給条例、太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、障害者自立支援法の一部改正において、「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へ、「障害程度区分」が「障害支援区分」へ改正されたことに伴い引用箇所を整理するもの、また法第5条第10項が削除され、項ずれが生じたことに伴い引用箇所を整理するもの等でございます。

詳細につきましては副町長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第16号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

改正内容について、1点目といたしまして、整備条例第1条から第4条全てにかかわるもので、「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へ改められたことに伴い、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、重度心身障害者介護手当支給条例、太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例、太子町消防団員等公務災害補償条例における引用箇所を改めるものでございます。

2点目といたしまして、整備条例第1条及び第4条にかかわるもので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項の規定が削除され、第11項以降が1項ずつ繰り上げられたことに伴い引用箇所を改めるもので、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び太子町消防団員等公務災害補償条例における第5条第12項の引用箇所を第5条第11項へ改めるものでございます。

3点目といたしまして、整備条例第3条にかかわるもので、「障害程度区分」が「障害支援区分」へ改められたことに伴い、太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例における引用箇所を改めるものでございます。

最後に4点目といたしまして、整備条例第1条にかかわるもので、障害者自立支援法の一部改正によるものではございませんが、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第22条中、民法に係る法律番号の記載漏れを改めるものでございます。

次に、附則に規定している施行期日について御説明申し上げます。

改正内容2点目の第5条第12項を第5条第11項に改める規定、3点目の「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める規定については平成26年4月1日より施行することとし、その他の規定については平成25年4月1日といたしております。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第25 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第25、議案第17号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第17号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町国民健康保険特別会計の歳入歳出予算編成に当たり、現行税率に基づく保険税収入では多額の歳入不足となる見通しとなり、国民健康保険財政調整基金の繰り入れ、また一般会計からの例外的な繰入措置を講じてもおおむね被保険者の皆様にある程度の負担を求めざるを得ない状況であるため、保険税率改定による財源の確保を図るもの、またこれにあわせて現行8期の納期を9期へと改正するものです。

改正内容は、資産割を半分に引き下げること、被保険者ごとの均等割や世帯ごとの平等割といった応益部分と被保険者の所得割や資産割といった応能部分との割合の比率がおおむね50対50になるように設定し、負担の均衡を図ること、国民健康保険税の現行8期の納期を9期の納期と1期追加し、1期当たりの納付額を減らすことにより納付しやすい状況に改正するものでございます。

詳細につきましては副町長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第17号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

少子高齢化の進展や医療費の増大などにより、国民健康保険事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況でございます。

平成25年度の予算編成に当たり、必要な医療費等の歳出に対する歳入を見積もりましたところ、現行税率に基づく保険税収入では約1億200万円の歳入不足となる見通しとなりました。この歳入不足は保険税の改正により賄うことが原則ではございますが、昨今の社

会経済情勢に配慮し、激変緩和、上昇抑制のため、国民健康保険財政調整基金より6,000万円を繰り入れた上で、例外的に一般会計より2,000万円繰り入れて対応することといたしました。残る2,200万円の歳入不足につきましては、原則である被保険者の皆様にある程度の負担を求めざるを得ないと考え、今回保険税率の改定による財源の確保を図るものでございます。

今回の税率の改正の主な点といたしまして、1点目は、かねてより議論のありました資産割を半分に引き下げること。2点目は、被保険者ごとの均等割や世帯ごとの平等割といった応益部分と被保険者の所得割や資産割といった応能部分との割合の比率がおおむね50対50になるように設定し、負担の均衡を図ること。3点目は、国民健康保険税の現行8期の納期を9期の納期と1期追加し、1期当たりの納付額を減らすことにより納付しやすい状況に改正するものでございます。

具体的には、医療分につきましては、第3条で所得割の率を「6.65%」から「7.08%」に、第4条で資産割の率を「10%」から「5%」に、第5条で均等割の額を「2万5,500円」から「2万5,600円」に改正いたしております。

後期高齢者支援金分につきましては、第6条で所得割の率を「2.28%」から「2.47%」に、第7条で資産割の率を「2%」から「1%」に、第7条の2で均等割の額を「8,200円」から「8,400円」に、第7条の3で平等割の額を「6,900円」から「7,000円」に改正いたしております。

介護納付金分につきましては、第8条で所得割の率を「2.26%」から「3.00%」に、第9条で資産割の率を「4%」から「2%」に、第9条の2で均等割の額を「9,500円」から「1万1,000円」に、第9条の3で平等割の額を「5,500円」から「6,200円」に改正いたしております。また、第12条で納期を8期から9期に1期追加しております。さらに、均等割、平等割の額の改正に伴い、7割



軽減、5割軽減、2割軽減の額について、第21条を改正いたしております。

本町の保険税率改正は、平成23年度の改正以来2年ぶりの改正となっております。

施行日につきましては平成25年4月1日から施行し、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用いたします。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第26 議案第18号 太子町暴力団排除条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第26、議案第18号太子町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第18号太子町暴力団排除条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成23年4月1日から兵庫県において暴力団排除条例が施行されたことを受け、本町においてもその趣旨を踏まえ、町民、事業者及び行政が一体となって地域社会から暴力団を排除し、安全で安心な住民生活の確保や健全な社会経済活動の発展に寄与するため条例制定するものです。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第18号太子町暴力団排除条例の制定について詳細説明を申し上げます。

平成23年4月1日から兵庫県において暴力団排除条例が施行され、暴力団排除の基本姿勢等が明確にされるとともに、県民の誰もが安心して安全に暮らすことのできる社会を現

現するため、県民、事業者、警察及び行政が一体となって暴力団の排除のための活動に取り組む、その施策を推進することが求められています。

こうしたことから、本町におきましても兵庫県の暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、町民が安全で安心して暮らすことができる平穏な生活を確保し、健全な社会経済活動に寄与するため、太子町暴力団排除条例を制定しようとするものでございます。

第1条は、この条例の内容を要約するとともに、その目的を定めたものでございます。

第2条は、本条例における用語の定義を定めたものです。

第3条は、太子町からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について定めたものでございます。

第4条は、暴力団の排除に関する施策や、県、関係機関等への情報提供といった町の役割を定めたものでございます。

第5条は、暴力団の排除に関する町民等の役割の重要性を踏まえ、町民及び事業者の役割について定めたものです。

第6条は、暴力団の排除のために町が町民等に対して行う支援等について定めたものです。

第7条は、町が実施する事務または事業が暴力団を利することとならないように、町が必要な措置を講じることを定め、暴力団の排除を率先して行うべき町の責任を明らかにしたものでございます。

第8条は、町長等の公の施設の管理者が公の施設における暴力団の利益となる利用を制限するに当たり必要となる処分の根拠を定めたものです。

第9条は、町及び町民や事業者が県及び関係機関等との連携を図りながら、青少年の育成に対して指導助言を行い、支援等を行うことを定めたものです。

第10条は、町民等が暴力団の威力を利用すること全般を禁止したものです。

第11条は、町民等による暴力団員に対する

財産上の利益の供与の禁止を定めたものでございます。

第12条は、この条例に規定されている事項のほかに施行に必要な事項がある場合、町長が別に定めることを規定したものでございます。

最後に、この条例の施行日についてですが、平成25年4月1日といたしております。

以上で議案第18号太子町暴力団排除条例の制定についての詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第27 議案第19号 太子町道路  
占用条例の一部を改正する  
条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第27、議案第19号太子町道路占用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第19号太子町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が平成25年4月1日に施行されますが、その中で太陽光発電設備及び風力発電設備が占用許可対象物件になることに伴い、本町においても道路の占用許可対象物件として追加し、占用料を改正するものでございます。

占用料につきましては、占用面積1平方メートルにつき1年1,200円とし、別表に追加しております。

また、施行日は平成25年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第28 議案第20号 太子町合併
処理浄化槽の設置及び管理
等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第28、議案第20号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第20号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、兵庫県まちづくり技術センターの法人格が「財団法人」から「公益財団法人」に変更されたこと及び今後消費税率の改定が予定されているため、消費税率に係る字句を改正するもので、施行日は平成25年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第29 議案第21号 太子町防災  
会議条例の一部を改正する  
条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第29、議案第21号太子町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第21号太子町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成25年4月1日より相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町で消防事務を広域化し、西はりま消防本部が設置されることに伴い、防災会議を組

織する委員である消防本部消防長について、「たつの市消防本部消防長」から「西はりま消防本部消防長」に改正するものであります。

なお、施行日につきましては平成25年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第30 議案第22号 太子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第30、議案第22号太子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第22号太子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、将来発生することが予想されている新型インフルエンザへの対策の実効性を確保するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布され、市町村対策本部に関し必要な事項を市町村条例で定めることとされたことに伴い、町の新型インフルエンザ等対策本部に関する事項について条例制定するものであります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第22号太子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について詳細説明を申し上げます。

平成21年に発生した新型インフルエンザの

経験を踏まえて、将来発生することが予想されている新型インフルエンザへの対策の実効性を確保し、国民の生命と健康を守り、生活や経済に及ぼす影響が最小となるように、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布され、施行は公布から1年以内で、政令で定める日とされております。

法第37条におきまして、同法第25条の都道府県対策本部の廃止及び同法第26条の町条例への委任の都道府県の部分などを市町村に読みかえる準用が規定されております。この法第37条の準用規定により読みかえた同法第26条、市町村対策本部に関し必要な事項は市町村条例で定めるの委任規定に基づき、都道府県と同様に条例を制定するものでございます。

太子町新型インフルエンザ等対策本部条例では、太子町対策本部に関して必要な事項として、第2条で本部の組織体制、第3条で対策本部会議、第4条で部の設置を定める内容としたしております。

最後に、この条例の施行日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行される日としております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第31 議案第23号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の変更について**

○議長（佐野芳彦） 日程第31、議案第23号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第23号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について説明を申し上げます。

相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町で構成される西はりま消防組合の平成25年4月1日付の新設に伴う組合への加入を認め、また宍粟市及び姫路市から構成される宍粟環境事務組合の平成25年3月31日付の解散に伴う組合からの脱退により規約を変更するものであります。

なお、施行日につきましては平成25年4月1日であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第32 議案第24号 西播磨地域 消防広域化協議会の廃止に ついて

○議長（佐野芳彦） 日程第32、議案第24号西播磨地域消防広域化協議会の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第24号西播磨地域消防広域化協議会の廃止について説明を申し上げます。

相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町が広域消防運営計画を共同作成することを目的に設置した西播磨地域消防広域化協議会について、平成24年10月に同計画が作成され、この計画に基づく西はりま消防組合が設置されることにより、当協議会がその役割を終えるため、平成25年3月31日をもって廃止するものでございます。

つきましては、地方自治法第252条の6において、その例によることとされる同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を

求めるものでございます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第33 議案第25号 平成25年度 兵庫県太子町一般会計予 算

○議長（佐野芳彦） 日程第33、議案第25号平成25年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第25号平成25年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

総額は90億7,783万9,000円、対前年度比で4億2,028万1,000円、4.4%の減となっております。この予算規模縮小の主な要因は、新庁舎用地購入費の減及び大規模な教育施設の投資的事業が終了するとともに、新庁舎建設工事費の大部分が平成26年度実施となったことによるものでございます。

歳入予算の主な増減については、町税においては、個人住民税の退職所得に係る税額控除が廃止されたことによる増、また町たばこ税に関しては、法人町民税割額との調整において、県から町に税源が移譲されることにより7,285万円の増が見込まれます。よって、景気の足踏みによる法人町民税の減、地方譲与税、各種交付金の増減を合わせましても、対前年度比は1億4,369万3,000円の増となっております。地方交付税は地方財政収支見通しに基づき算定した結果、対前年度比2,376万8,000円、1.5%の増、町債は太子東中学校の学校建設事業債の減により、対前年度比1億1,140万円、13.3%の減でございます。

歳出予算の増減については、主に総務費は新庁舎用地購入費の減により、対前年度比4

億6,159万4,000円、29.5%の減、民生費は扶助費及び繰出金の増により、対前年度比1億639万9,000円、3.5%の増、土木費は鵜旧国道線道路整備事業、総合公園整備事業、町道維持補修等により、対前年度比1億4,472万4,000円、11.6%の増となっております。ただし、補正予算でも御説明いたしましたが、鵜旧国道線道路整備事業及び総合公園整備事業等につきましては、国の緊急経済対策としての平成24年度国の補正予算における対象事業となったことにより、本町においても補正予算にて前倒しして実施していますので、今後予算の減額または組み替えを行います。教育費は太子東中学校校舎増築事業の終了により、対前年度比1億3,750万6,000円、11.8%の減となっております。その他に地方債を3事業設定し、一時借入金、歳出予算の流用については前年度と同様としております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第25号平成25年度兵庫県太子町一般会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

52ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費につきましては、前年度と比べまして22万4,000円の増となっております。新たな事業としまして、佐用町議会、上郡町議会との西播磨3町で議会運営等の知識向上を目的とした全議員研修会を開催するものでございます。

54ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料及び節3職員手当等につきましては、前年度と比べまして給料962万9,000円、職員手当等694万9,000円の増でございますが、計上職員数3名の増等によるものでございます。

なお、町長の給与削減につきましては、給料213万6,000円、職員手当等77万8,000円の減でございます。

また、節4共済費は717万1,000円の減となっておりますが、市町村職員共済組合の負担率の変更等に伴うものでございます。

58ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金につきましては、1,868万9,000円の増となっておりますが、定年退職者の7名増による市町村職員退職手当組合特別負担金の1,821万8,000円の増等によるものでございます。

目2文書広報費、節13委託料につきましては、会議録作成業務の効率化を図るため、会議議事録作成支援業務委託料を計上いたしております。

62ページをお願いいたします。

目5財産管理費、節18備品購入費のうち403万7,000円につきましては、兵庫県市町村振興協会の次世代環境車導入事業を活用いたしまして、環境型公用車1台を購入するものでございます。

目6企画費につきましては、前年度と比べまして142万7,000円の増となっておりますが、主に5年ごとに改定を行う太子町男女共同参画プランの作成経費及び宇宙飛行士ゆかりの地である千葉県松戸市で開催される宇宙サミットへの参加者派遣補助金の増額によるものでございます。

64ページをお願いいたします。

目7電子計算機費、節14使用料及び賃借料につきましては、前年度と比べまして3,991万5,000円の減でございますが、24年度のリース満了になりました基幹業務システムのリース料の減等でございます。

68ページをお願いいたします。

目11自治振興費につきましては、前年度と比べまして107万円の増となっておりますが、主に隔年で補助しています連合自治会研修補助金によるものでございます。

72ページをお願いいたします。

目15新庁舎建設費、節13委託料の新庁舎建

設設計監理費につきましては、地域交流センター実施設計費の830万円につきましては、国の緊急経済対策の対象事業として、補正予算（第4号）において御説明しましたとおり予算計上が重複することになりますが、平成24年度一般会計補正予算（第4号）において前倒し実施するものでありますので、次の補正予算において減額させていただくものでございます。節15工事請負費、施設整備工事費4,000万円につきましては、新庁舎建設に係る工事費の前渡金を予定いたしております。

74ページをお願いいたします。

項2徴税費、目2賦課徴収費、節13委託料につきましては、前年度と比べまして956万6,000円の増となっております。これは固定資産税における平成27年度評価がえの土地評価額を算定するため、不動産鑑定士による土地鑑定評価業務の実施に伴う増でございます。

76ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料につきましては、前年度と比べまして821万1,000円の減となっております。これは住民基本台帳法の改正に伴う住基システム改修委託料の減及び25年度に戸籍データを北海道のデータセンターへ送信するための戸籍総合システム改修委託料の増によるものでございます。

78ページをお願いいたします。

項4選挙費につきましては、平成25年度に改選期を迎える参議院議員選挙、兵庫県知事選挙の執行費用を計上しております。

86ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金であります。このうちその他一般会計繰り出しについては、保険税率の改定に当たり、被保険者の負担軽減を図るため、2,000万円の赤字補填分の繰出金を計上いたしております。

88ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節28繰出金につきましては

は、介護保険特別会計繰出金であります。保険給付事業繰り出しが前年度と比べまして1,282万9,000円増の2億8,007万9,000円、介護サービス事業費繰り出しが223万9,000円減の684万4,000円でございます。

90ページをお願いいたします。

目4後期高齢者医療費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、後期高齢者医療費負担金として自治体が負担義務を担うもので、兵庫県後期高齢者医療広域連合への拠出額を計上いたしております。前年度と比べまして1,051万6,000円の増となっております。要因は、後期高齢者医療費の増によるものでございます。福祉医療費につきましては、目3老人医療費においては249万6,000円の減、94ページの日7障害者医療費では567万8,000円の増、104ページの項2児童福祉費、目6乳幼児等医療費で1,431万1,000円の減となっておりますが、平成24年度の動向、過去の推移、受給者数の増減等を勘案し予算計上いたしております。

92ページをお願いいたします。

目6障害者福祉費、節20扶助費につきましては、前年度と比べまして5,651万9,000円の増となっておりますが、主な要因としましては、障害福祉サービス利用者及び利用サービスの増加による介護給付費の増によるものでございます。

98ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料につきましては、子供に良質な生育環境を保障するために、地域に応じた子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、ニーズ調査を委託するものでございます。

104ページをお願いいたします。

目5児童措置費、節20扶助費の児童手当につきましては、3歳未満の児童及び3歳以上、小学校修了前の第3子以降の児童につきましては月額1万5,000円、3歳以上、小学校修了前の第1子、第2子の児童及び中学生につきましては月額1万円を支給いたします。

なお、所得限度額を超えた場合は、特例給付として中学校修了前までの児童を対象に一律月額5,000円を支給するものでございます。

110ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、前年度と比べまして256万1,000円の増となっておりますが、主な要因としましては、三次救急医療機能の充実に向け、平成25年3月に開設する救命救急センターの持続可能な運営を確保するために財政を支援するものでございます。

116ページをお願いいたします。

目3母子衛生費、節20扶助費の148万8,000円につきましては、平成25年度より県から事務移譲される未熟児養育医療事業の医療費等公費負担分でございます。

118ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1清掃総務費、節19負担金・補助及び交付金のうち揖龍保健衛生施設事務組合負担金につきましては、旧新宮町分のごみが西はりま環境事務組合に搬入されることによる同組合歳入の処理手数料の減により本町の負担金が前年度対比2,769万6,000円の増となるものでございます。

款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費、節8報償費、就労相談員謝礼につきましては、太子町民で仕事や進路に関する悩みや不安を持った15歳からおおむね39歳までの若者に個別相談を通じてメンタル面とキャリア面の両方から職業的自立をサポートする就労相談員謝礼でございます。

124ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目4米生産調整推進費、節19負担金・補助及び交付金のうち休耕田活用事業補助金100万円につきましては、老原、阿曾地区への補助金に加え、特産品の太子みその原材料であります大豆の栽培農家の拡大を図るため、米生産農家から大豆栽培農家への転換に係る農家への補助金70万円を新たに計上いたしております。

132ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節19負担金・補助及び交付金のうち県単独事業急傾斜地崩壊対策事業負担金300万円につきましては、県施工による東出字平岩地区と丹生山地区斜面の崩壊対策事業の負担金でございます。事業期間は平成28年度までの計画でございますが、平成25年度も引き続き平岩地区の崩壊対策工事と丹生山地区の測量設計等を行うものでございます。

134ページをお願いいたします。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節13委託料のうち橋梁調査設計業務委託料につきましては、平成24年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、JR高架部を除く長金陸橋の調査設計業務委託を行うものでございます。

136ページをお願いいたします。

目4幹線道路整備事業費、節13委託料500万円につきましては、龍野線の事業着手に伴い、網干線ほか道路用地の測量の業務委託を行うものでございます。

138ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節19負担金・補助及び交付金のうちまちづくり活動助成金80万円につきましては、市街化調整区域内の大規模団地で、地区計画制度導入を検討中の1地区と、まちづくり構想及び土地利用計画を作成予定の1地区への活動助成を予定いたしております。

140ページをお願いいたします。

目4公園事業費、節13委託料の総合公園測量及び実施設計業務委託料1,170万円、節15工事請負費の総合公園整備工事費の6,600万円のうちの補助事業分6,500万円及び節17公有財産購入費の総合公園用地購入費430万5,000円につきましては、国の緊急経済対策として、平成24年度一般会計補正予算（第4号）において前倒し実施するものでございます。

142ページをお願いいたします。

目6都市再生整備事業費、節13委託料の物

件調査補償費積算業務委託料100万円、節15工事請負費の鶴旧国道線道路整備工事費9,975万円、節17公有財産購入費の用地取得費1,980万円及び節22補償・補填及び賠償金の物件補償費500万円につきましては、国の緊急経済対策として、同補正予算（第4号）において前倒し実施するものでございます。

なお、これらの国の緊急経済対策のための前倒し事業につきましては、次の補正予算において減額させていただくものでございます。

144ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費につきましては、現在常備消防事務をたつの市に委託しておりますが、平成25年4月1日に西はりま消防組合が発足することに伴い、同組合に対する負担金を計上するものでございます。

148ページをお願いいたします。

目4災害対策費につきましては、前年度と比べまして288万3,000円の増となっておりますが、宮城県山元町への職員派遣に伴います赴任旅費等の計上及び職員の防災用作業服の購入費の増によるものでございます。

154ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費のうち修繕料につきましては、学校施設の老朽化等による破損箇所の修繕を行うものでございまして、主なものといたしまして、各学校の配当予算のほか、龍田小学校体育館屋根修理や太田小学校南館屋上防水改修でございます。

158ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節18備品購入費のうち教材用備品購入費につきましては、主に平成20年10月に条例を制定したふるさと応援寄附金を財源とし、特色ある学校運営に必要な備品を購入するものでございます。

160ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節15工事請負費につきましては、ふるさと応援寄附金を財源とし、西中学校の全普通教室18教室に

壁かけ扇風機を各2台、計36台を設置するものでございます。

162ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節18備品購入費のうち教材用備品購入費につきましては、主にふるさと応援寄附金を財源とし、東中学校に備品を整備するものでございます。

166ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節15工事請負費につきましては、ふるさと応援寄附金を財源とし、主に町内幼稚園の預かり保育教室等に壁かけ扇風機を計18台設置するものでございます。節18備品購入費及び目2教育振興費、節18備品購入費につきましても、主にふるさと応援寄附金を財源とするものでございます。

168ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目1社会教育総務費、節19負担金・補助及び交付金は、前年度と比べまして33万6,000円の減額となっておりますが、平成24年度末をもって婦人会組織の解散に伴う婦人会研修補助金の減によるものでございます。

174ページをお願いいたします。

目3青少年教育費、節15工事請負費につきましては、町内にある4学童保育園のうち唯一エアコンの導入ができていない龍田学童保育園に空調機を設置するものでございます。

180ページをお願いいたします。

目6図書館費、節13委託料のうちシステム導入及びシステム保守管理委託料につきましては、蔵書検索や自宅から貸出予約を行うための図書館システムを構築するために、設定業務と機器の保守管理業務を委託するものでございます。

182ページをお願いいたします。

目7会館管理費、節13委託料につきましては、前年度と比べまして458万5,000円の増となっておりますが、主な要因は、文化会館が開館20周年を迎えるため、記念事業も含めて、振興協会へ委託するための増でございます。



186ページをお願いいたします。

目8歴史資料館費、節11需用費のうち印刷製本費につきましては、歴史資料館の開館20周年を記念し、常設展示図録の更新及び20周年記念企画展のポスター等を作成するものでございます。節13委託料の展示品輸送委託料につきましては、開館20周年記念企画展での展示資料の輸送を委託するものでございます。

192ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節11需用費のうち修繕料につきましては、公式ルール改正に伴うバスケットコートのライン改修及び防球ネット取り付け等の施設改修を行うものでございます。

目3総合公園管理費、節11需用費のうち修繕料につきましては、テニスコート人工芝の補修等を実施するものでございます。

194ページをお願いいたします。

目4給食センター費、節11需用費のうち修繕料につきましては、スチームコンベクションレンジの取りかえ修繕等でございます。

以上で歳出の詳細説明を終わります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人につきましては、予算額15億4,008万2,000円で、前年度と比べまして1,595万1,000円、1.0%の増となっております。主な要因といたしましては、納税義務者の増加見込みと、税制改正により平成25年1月1日以降の退職所得に係る個人住民税の10%税額控除が廃止されることによる増収の見込みによるものでございます。

目2法人につきましては、予算額1億6,430万円で、前年度と比べまして505万1,000円、3.0%の減となっております。減収の要因は、9号法人1社の減によるものと、税制改正により法人税率が従前の30%から25.5%に引き下げられたことによるものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税につつま

しては、予算額18億9,648万9,000円で、前年度と比べまして1,270万1,000円、0.7%の増となっております。その内訳は、土地が7億4,861万3,000円で、1,164万9,000円の減ではございますが、これは課税標準額の評価額に対する負担水準が上限に達している土地が増加したことにより、評価額の下落に伴い課税標準額が引き下がることによるものでございます。家屋は7億3,130万円で、2,144万5,000円の増でございます。これは新增築家屋分の税収が増加することと、平成24年度で築後3年及び5年の新築家屋の軽減措置が終了することで税額が増となることによるものでございます。償却資産は3億7,057万6,000円で、290万5,000円の増となっております。

16ページをお願いいたします。

項3軽自動車税につきましては、予算額6,909万2,000円で、前年度と比べまして93万円、1.4%の増でございます。これは自家用乗用車の登録台数が伸びたことによる増でございます。総台数は1万3,019台で、前年度よりも78台の増を見込んでおります。

項4町たばこ税につきましては、予算額2億6,522万4,000円で、前年度と比べまして7,285万円、37.9%の増でございます。主な要因といたしましては、税制改正により法人税の基本税率が引き下げられることに伴い、法人町民税割額が減収するため、たばこ税の税率で調整が行われ、平成25年4月1日より県から町へ税源が移譲されることにより収入増を見込んでおります。

18ページから22ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、款4配当割交付金、款6地方消費税交付金、款7ゴルフ場利用交付金、款8自動車取得税交付金及び款9地方特例交付金につきましては、決算見込みに基づき、前年度と比べまして合計で4,612万円の増となっております。

款10地方交付税につきましては、先ほど申し上げました町税の制度改正も踏まえ精査し

た結果、2,376万8,000円の増となっております。

30ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち都市計画道路整備事業費補助金275万円につきましては、歳出で申し上げました網干線外道路用地測量業務委託として、補助率は10分の5.5でございます。橋梁長寿命化事業補助金330万円につきましては、長金陸橋調査設計業務委託に係る補助金で、補助率は10分の5.5でございます。

32ページをお願いいたします。

節2都市計画費補助金のうち都市公園事業費補助金4,100万円のうち3,900万円につきましては、総合公園事業費として補正予算に計上いたしております。残額につきましては、都市公園施設の長寿命化計画事業に係る交付金で、補助率2分の1でございます。都市再生整備計画事業費補助金5,620万円のうち5,350万円につきましても、補正予算に計上いたしておりますので、次の補正予算において減額させていただくものでございます。残額につきましては、地域交流センター、交流広場の整備に係る交付金で、補助率10分の4でございます。

40ページをお願いいたします。

款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節4選挙費委託金につきましては、平成25年度に執行が予定されている参議院議員選挙、兵庫県知事選挙の委託金でございます。

44ページをお願いいたします。

款18繰入金、項2基金繰入金、目2ふるさと応援基金繰入金1,151万9,000円につきましては、ふるさと応援基金を取り崩し、各小学校、中学校、幼稚園等における創意工夫を生かした特色ある教育活動等を推進する事業に対して備品等の整備支援を行うものでございます。

50ページをお願いいたします。

款21町債、項1町債、目1土木債、節1都

市計画事業債1億1,330万円につきましては、総合公園整備事業に係る起債、都市再生整備計画事業に係る起債及び都市公園整備事業に係る起債でございますが、国の緊急経済対策として、同補正で補正予算（第4号）において1億810万円を計上しておりますので、次期の補正予算において減額させていただく予定でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第2表におきまして、新庁舎建設事業の債務負担行為を設定しております。平成25年度、26年度の2カ年で、限度額は29億6,750万円でございます。

なお、念のため申し上げますが、この債務負担は新庁舎建設費の最高限度額を設定したものでございまして、全額を使い切るというものではございません。具体的な建築設計額は今後決定し、その後入札への流れとなるわけですが、インフレ等あらゆる事態に備えるための限度額を定めているものでございます。

第3表におきまして、地方債を定めております。事業債の限度額は総額7億2,770万円となっております。

以上で平成25年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（佐野芳彦）** この際、暫時休憩します。

（休憩 午後2時20分）

（再開 午後2時20分）

**○議長（佐野芳彦）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は2時40分。

（休憩 午後2時20分）

（再開 午後2時39分）

**○議長（佐野芳彦）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第34 議案第26号 平成25年度
兵庫県太子町国民健康保険
特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第34、議案第26号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第26号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成25年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を33億3,611万4,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税 7億6,231万7,000円、国庫支出金 6億6,849万円、療養給付費等交付金 2億3,449万1,000円、前期高齢者交付金 8億9,411万円、県支出金 1億6,501万5,000円、共同事業交付金 3億5,117万2,000円、繰入金 2億5,456万9,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費 4,392万9,000円、保険給付費22億8,486万4,000円、後期高齢者支援金等 4億2,569万5,000円、介護納付金 1億7,426万4,000円、共同事業拠出金 3億5,117万2,000円、保健事業費2,115万4,000円等であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第26号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について詳細説明を行います。

歳出から説明いたします。

26ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費17億8,151万7,000円は、例年ですと平成24年3月診療から10月診療までの保険者負担分から年間の保険者負担分を

求め、この額に医療費の伸び率の見込みを乗じて算出していますが、平成24年度は高額手術等による入院費用が大きく膨らみ、決算見込みは平成23年度比9.27%の伸びを予測しております。平成25年度当初予算は、この24年度決算見込みからの計算とはせず、一般被保険者数の伸びや過去3カ年平均の医療費の伸び3.48%も考慮し、当初予算比5.21%の伸びとしております。退職被保険者等療養給付費、一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養費、高額療養費につきましても同様に算出しております。款2保険給付費の合計額で比較しますと、平成24年度当初予算比で3.75%の増としていますが、平成24年度決算見込みとの比較では1.12%減の予測をいたしております。

30ページをお願いいたします。

項4出産育児諸費、項1出産育児一時金2,100万円は、出産1件につき42万円で、前年度と同様の50件を予定いたしております。

款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金4億2,566万4,000円は、現役世代が後期高齢者医療への支援金として納付する額で、1人当たりの負担見込み額に被保険者数を乗じて支援金を計算いたしております。昨年度と比較し、約1,700万円の増となっております。

32ページをお願いいたします。

款4前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金24万円は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る保険者間の費用負担を調整するための納付金で、平成23年度の精算により、昨年度と比較し、22万7,000円の減となっております。

款6介護納付金は1億7,426万4,000円で、我が国全体における平成25年度標準給付費額及び介護予防事業費額の見込み額総額8兆8,300億円のうち29%を第2号被保険者4,283万人が負担するものであり、太子町国保分の第2号被保険者見込み数2,907人分に25年度の1人当たりの負担見込み額5万9,800円を乗じたものが平成25年度概算介護

給付費納付金となります。

34ページをお願いいたします。

款7 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金6,575万3,000円並びに目2 保険財政共同安定化事業拠出金2億8,541万9,000円は、共同事業に必要な費用の見込み額に対して、本町分の拠出率等を乗じて算出しております。

款8 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費1,934万円は、平成20年度より医療費適正化の総合的な推進として、40歳から74歳までの被保険者を対象に実施が義務づけられた特定健康診査、特定保健指導の経費でございます。

続いて、歳入を説明いたします。

10ページをお願いいたします。

議案第17号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてで御説明いたしました但、本年度は2年ぶりに保険税率の改定をお願いしております。これにより款1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分において4億4,577万9,000円を計上いたしております。後期高齢者支援金分現年課税分については1億4,755万円、介護納付金分現年課税分については5,551万円を計上しております。目1 一般被保険者国民健康保険税全体では6億8,683万9,000円で、前年度より約3,640万円の増となっております。

12ページをお願いいたします。

目2 退職被保険者等国民健康保険税は、一般被保険者と同様に算出しており、全体で7,547万8,000円を計上しております。前年度より約2,830万円の減となっております。

14ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金5億2,638万3,000円は、療養給付費負担金3億5,294万2,000円、介護納付金負担金5,414万1,000円、後期高齢者支援金負担金1億1,923万1,000円、前期高齢者納付金負担金6万9,000円の合計額で、一般被保険者に係る医療費の増の影響により、前年度より2,464万3,000円増額になっておりま

す。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金の普通調整交付金1億1,879万1,000円は、財政調整交付金8,079万2,000円、介護納付金財政調整交付金1,190万3,000円、後期高齢者支援金財政調整交付金2,608万1,000円、前期高齢者納付金財政調整交付金1万5,000円の合計額でございます。

16ページをお願いいたします。

款5 前期高齢者交付金8億9,411万円についてですが、平成25年度概算交付金の額は、23年度における前期高齢者給付費額、前期高齢者の加入率、1人平均前期高齢者給付費額、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の額などの実績数値のもとに予測して算出したしております。前々年度精算分として、平成23年度精算額は約5,400万円の増となっております。概算分、精算分合わせて前年度より3,244万2,000円の増となっております。

款6 県支出金、項2 県補助金、目2 財政調整交付金の普通調整交付金1億176万9,000円は、国庫補助金の普通調整交付金と同様の方法により算出したしております。

18ページをお願いいたします。

款7 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金6,575万3,000円並びに目2 保険財政共同安定化事業交付金2億8,541万9,000円は、歳出の共同事業拠出金と同額を予定いたしております。

款10 繰入金、目1 一般会計繰入金1億9,456万9,000円は、保険基盤安定繰り入れとして保険税軽減分と保険者支援分1億728万1,000円、20ページに移りまして、職員給与費等繰り入れとして総務費の人件費及び物件費相当額4,297万3,000円、出産育児一時金等繰り入れとして出産育児一時金の3分の2の1,400万円、普通交付税に算入される財政安定化支援事業繰り入れとして1,031万5,000円、そして臨時的に繰り入れするその他一般会計繰り入れとして2,000万円を計上いたしております。

項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金

6,000万円は、先ほど御説明しましたその他一般会計繰入金2,000万円と合わせまして会計全体の歳入不足額を補填し、もって国民健康保険税率の急激な上昇を緩和させる目的で繰り入れるものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第35 議案第27号 平成25年度  
兵庫県太子町介護保険特別会計予算**

○議長（佐野芳彦） 日程第35、議案第27号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第27号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成25年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を18億8,143万4,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料3億9,650万5,000円、国庫支出金3億4,145万6,000円、支払基金交付金5億1,696万8,000円、県支出金2億6,777万2,000円、繰入金3億4,899万9,000円等であります。

歳出につきましては、総務費4,537万7,000円、保険給付費17億6,226万5,000円、介護サービス事業費1,641万2,000円、地域支援事業費5,161万5,000円等を計上しております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第27号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げ

げます。

歳出から説明いたします。

17ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、介護保険事務職員4名分の人件費のほか、事務経費を合わせて、一般管理費全体で2,689万9,000円計上しております。

19ページをお願いいたします。

項2徴収費、目1賦課徴収費については、介護保険料納付書の郵送料など、賦課徴収を行うための費用として240万4,000円計上しております。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費については、介護認定審査会の開催による委員報酬等を計上し、介護認定審査会費全体で349万2,000円計上いたしております。

ページをまたぎますが、19、21ページをお願いいたします。

目2認定調査費については、認定調査員賃金5名分と主治医意見書作成料等を計上し、認定調査費全体で1,240万4,000円を計上しております。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費については、訪問介護、通所介護など、居宅介護サービス給付費として7億7,855万2,000円、介護老人福祉施設などの施設介護サービス給付費として6億4,048万円、認知症対応型の共同生活介護などの地域密着型介護サービス給付費として1億547万5,000円を計上し、介護サービス費全体で平成24年度当初予算比17.64%の増として、16億691万8,000円を計上いたしております。

目2予防サービス費については、訪問介護、通所介護等の介護予防サービス給付費として7,872万5,000円等を計上し、予防サービス費全体で同当初予算比6.05%の増として、9,493万円計上しております。

目3高額介護サービス費については、自己負担額が一定額以上になったときに払い戻される高額介護サービス費及び高額医療、高額介護合算費で、同当初予算比8.04%の増とし

て、2,514万円計上しております。

目4 特定入所者サービス費については、施設等サービス給付費のうち保険適用外の居住費と食費について低所得者に対する補足的給付で、同当初予算比19.0%の減として、3,395万4,000円計上しております。

目5 審査支払手数料については、兵庫県国民健康保険団体連合会に審査委託する費用として、同当初予算比14.55%の増として、132万3,000円を計上しております。

23ページをお願いいたします。

款3 介護サービス事業費、項1 介護サービス事業費、目1 介護サービス事業費については、要支援と認定された方のケアプランを管理する職員1名分の人件費のほか、ケアプラン作成委託料などを計上し、介護サービス事業費全体で1,641万2,000円計上いたしております。

25ページをお願いいたします。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費については、要支援または要介護となるおそれのある方を発見することを目的とした生活機能評価事業の委託料と、その方々を対象とした介護予防事業の委託料などを計上し、介護予防事業費全体で2,038万7,000円計上いたしております。

ページをまたぎますが、25、26ページをお願いいたします。

項2 包括的支援事業費、目1 包括的支援事業費については、地域包括支援センター職員4名分の人件費のほか、安心見守りコール事業委託料を計上し、包括的支援事業費全体で3,122万8,000円計上いたしております。

次に、歳入について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 介護保険料については、現年度分として特別徴収対象者6,569名分、3億7,285万9,000円、普通徴収対象者559名分、2,334万6,000円、介護保険料全体で3億9,650万5,000円計上しております。

款2 介護サービス事業収入、項1 介護サー

ビス事業収入、目1 介護サービス事業収入については、兵庫県国民健康保険団体連合会から介護予防サービスプラン作成料として956万8,000円計上いたしております。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金については、保険給付費に定率の負担割合を乗じた3億1,677万1,000円計上しております。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金についても同様に、補助割合を乗じた740万1,000円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

目2 地域支援事業交付金については、介護保険事業計画における保険給付費の推計額から審査支払手数料を除いた3.0%を上限として定率の負担割合を乗じた1,728万4,000円計上いたしております。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金については、保険給付費に定率の負担割合を乗じた5億1,105万6,000円計上いたしております。

目2 地域支援事業交付金については、歳出の款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費の額に定率の負担割合を乗じた591万2,000円計上いたしております。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金については、保険給付費に定率の負担割合を乗じた2億5,912万5,000円計上いたしております。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金については、介護保険事業計画における保険給付費の推計額から審査支払手数料を除いた額に3.0%を上限として定率の負担割合を乗じた864万2,000円を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

項3 委託金、目1 総務費委託金については、40歳から64歳までの医療保険未加入者、いわゆる生活保護者の介護認定審査を兵庫県から委託を受けた際の委託料として5,000円計上いたしております。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金については、保険給付事業繰入金

として、保険給付費、地域支援介護予防事業費及び包括的支援事業費に定率の負担割合を乗じた部分の繰り入れとして2億2,930万4,000円、職員給与費及び事務費等の繰り入れとして5,077万5,000円、合計2億8,007万9,000円、介護サービス事業繰入金として684万4,000円を計上し、合わせて合計2億8,692万3,000円計上いたしております。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金については、第5期介護保険事業計画期間中における介護保険料の上昇を抑制することとしたため、介護保険料が定率の負担割合に満たない不足分の保険料を過年度に基金へ積み立てた保険料から取り崩して賄う必要があります。この介護給付費等の繰入分として6,207万6,000円計上いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第36 議案第28号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第36、議案第28号平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第28号平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

平成25年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を2億9,425万7,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料2億2,896万6,000円、繰入金5,968万8,000円等であります。

歳出につきましては、総務費1,136万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,238万8,000円等を計上しております。

詳細につきましては副町長より説明を申し

上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第28号平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算についての詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、後期高齢者医療事務職員1名分の人件費、被保険者証郵送料等の事務経費で、合わせて960万2,000円を計上いたしております。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務的経費で、保険料決定通知書等の郵送料や死亡等に伴う過誤納付還付金など、合わせて176万7,000円を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は2億8,238万8,000円計上いたしております。後期高齢者医療広域連合保険料納付金は、歳入で計上している後期高齢者医療保険料を広域連合に納めるための費用で、2億2,896万6,000円を計上しています。また、過年度分の後期高齢者医療広域連合保険料納付金として500万円を計上いたしております。兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用で、911万9,000円を計上しております。保険基盤安定繰入金納付金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するために、一般会計から繰り入れた後に広域連合に納付するものでございます。3,920万3,000円を計上いたしております。後期高齢者医療広域連合延滞金納付金は、広域連合に納付する延滞金を延滞金納付金として10万円計上いたしております。

次に、歳入について説明を申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

款 1 保険料、目 1 後期高齢者医療保険料は、特別徴収分 1 億 5,992 万 7,000 円、普通徴収分 6,853 万 9,000 円、滞納繰越分 50 万円、全体で 2 億 2,896 万 6,000 円を計上いたしております。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 督促手数料は、後期高齢者医療保険料の督促手数料として 1,000 円計上いたしております。

款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金、合わせて 5,968 万 8,000 円を計上いたしております。

款 4 繰越金、目 1 繰越金は、前年度の保険料納付金として 500 万円を計上いたしております。

9 ページをお願いいたします。

款 5 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、目 1 延滞金は、後期高齢者医療保険料の延滞金として 10 万円を計上しております。

項 2 町預金利子、目 1 町預金利子は、金融機関利子として 1,000 円を計上いたしております。

項 3 雑入、目 1 雑入は、広域連合から過年度分の保険料負担額の還付金 50 万円及び過納となった保険料を翌年度に還付する場合を見込んで 1,000 円計上いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第 37 議案第 29 号 平成 25 年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算**

○議長（佐野芳彦） 日程第 37、議案第 29 号平成 25 年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第 29 号平成 25 年度

兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成 25 年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を 1,178 万 3,000 円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料 1,124 万 7,000 円等であります。

また、歳出につきましては、墓園事業費 1,178 万 3,000 円を計上しております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程いたしました議案第 29 号平成 25 年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

11 ページの歳出から説明させていただきます。

款 1 の墓園事業費でございますが、目 1 の一般管理費につきましては、使用者管理に係る費用でございます。内訳につきましては、募集などによる経費として 17 万 8,000 円、返還還付金として 400 万円、一般会計への繰出金として 86 万 4,000 円の計上でございます。

目 2 墓園管理費は、墓園の維持管理に係る費用でございます。節 13 の委託料のうち清掃業務委託については、シルバー人材センターを予定しております。植木維持管理委託でございますが、薬剤防除、生け垣の剪定などがございます。車止め開閉業務委託については、地元自治会をお願いしております。委託料としましては 618 万 4,000 円の計上でございます。

次に、7 ページの歳入を説明させていただきます。

款 1 使用料及び手数料でございますが、項 1 使用料、目 1 墓園使用料につきましては、墓園永代使用料 9 基分としまして 504 万円の計上をいたしております。

項 2 手数料、目 1 墓園手数料につきまして



は、年間管理料907基分としまして620万7,000円を計上しております。

また、款3繰入金でございますが、墓園管理費の歳入不足分を一般会計繰入金としまして53万3,000円を計上いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第38 議案第30号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第38、議案第30号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第30号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成25年度下水道事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額を17億629万3,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、分担金及び負担金800万円、使用料及び手数料4億9,730万6,000円、繰入金9億9,758万6,000円、町債2億240万円等であります。

歳出につきましては、下水道費5億868万4,000円、公債費11億9,760万9,000円を計上しております。

次に、地方債を3事業設定しております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） ただいま上程されました議案第30号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款1下水道費、目1一般管理費、節11需用費の修繕料につきましては、マンホールぶたや公共ます等の修繕費用でございまして、前年度と同額の210万円でございます。節13委託料につきましては、マンホールポンプ15カ所の点検委託等と新規に重要輸送路に埋設されております管渠のテレビカメラによる下水道管路調査を追加をいたしまして合わせて780万7,000円で、前年度比103万5,000円、15.3%の増でございます。節15工事請負費につきましては、下水道施設の維持補修工事費で、前年度と同額の100万円でございます。

15ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金のうち揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、汚水の終末処理を行う揖保川浄化センターへの負担金でございます。揖保川浄化センターの電気代等の維持管理経費の増で、2億2,785万9,000円でございます。前年度比1,101万1,000円、5.1%の増でございます。

次に、揖保川流域下水道建設負担金につきましては、揖保川浄化センター等の改築工事の負担金といたしまして2,008万1,000円を計上しております。前年度比890万5,000円、30.7%の減でございます。また、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金は、これまでの建設改良費等の元利償還金で、合わせて1,549万3,000円でございます。前年度比211万4,000円、12%の減でございます。

目2公共下水道事業費、節13委託料のうち下水道台帳更新委託料につきましては、前年度施工の下水道管等の移動を地図データに反映させる業務を委託するものでございます。

17ページをお願いいたします。

糸井地先雨水貯留施設実施設計委託料につきましては、区画整理事業にあわせて整備する調整池の実施設計を行うもので、合わせて1,158万円でございます。節15工事請負費につきましては、面整備工事で公共ますが設置できなかったところのます設置工事費及び下

水道管布設工事費で、前年度と同額の4,000万円でございます。節19負担金・補助及び交付金のうち汚水長松幹線管渠築造工事負担金につきましては、山田、原地区を含めた大津茂川の東側地区の汚水を姫路市側へ流すための工事負担金でございます。1,651万6,000円でございます。

目3合併処理浄化槽整備費、浄化槽と比較いたしまして下水道管の布設工事が不経済や地形上施工が困難な場合に限り実施するものであり、1基の合併処理浄化槽の設置工事費及び5世帯分の定期点検、清掃委託料で、前年度と同額の135万円でございます。

目4前処理場管理費につきましては、従来の前処理場事業特別会計で計上しておりました経費分でございます。節11需用費につきましては、薬品費、電気料の経費増加を見込み、修繕料などと合わせて1,101万5,000円で、前年度比78万4,000円、7.7%の増でございます。13委託料につきましては、前処理場運転管理業務委託等並びに新規にボイラーの煙突の石綿含有断熱材の調査を追加しております。合わせて4,494万3,000円で、前年度比129万8,000円、2.8%の減でございます。

19ページをお願いいたします。

節15工事請負費につきましては、早急な対応が必要となっております流入ポンプの更新費用として258万5,000円を計上しております。節19負担金・補助及び交付金のうち揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、皮革汚水の終末処理を行う揖保川浄化センターへの負担金でございます。揖保川浄化センターの電気代等の維持管理経費の増で、723万8,000円でございます。前年度比136万9,000円、23.3%の増でございます。

次に、揖保川流域下水道建設負担金につきましては、揖保川浄化センター等の改築工事の負担金として204万7,000円を計上しております。前年度比90万8,000円、30.7%の減でございます。また、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金は、これまでの建設改良費等の元利償還金で、汚泥焼却負担金を合わせま

して861万3,000円で、前年度比10万4,000円、1.2%の増でございます。

以上で歳出の詳細説明を終わります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、目1下水道費負担金800万円につきましては、前年度と同額でございます。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料のうち一般汚水につきましては、使用料の微減を見込みまして4億8,000万円で、前年度比300万円、0.6%の減でございます。また、前処理場使用料につきましては、使用水量は前年と同じ5万3,000立方メートルを見込んでおりますが、単価改正分の増と合わせまして1,245万5,000円とし、前年度比26万5,000円、2.2%の増でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

款3繰入金につきましては、一般下水道事業分として9億2,199万9,000円、前年度比2,878万8,000円、3.2%の増でございます。また、前処理場事業分として7,558万7,000円、前年度比779万2,000円、9.3%の減でございます。合わせて9億9,758万6,000円でございます。

款6町債につきましては、下水道事業分として公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債で1億9,800万円の発行を予定しております。前年度比890万円、4.3%の減でございます。また、前処理場事業分といたしまして公共下水道事業債、流域下水道事業債で440万円の発行を予定しております。前年度比150万円の増でございます。合わせて2億240万円でございます。

最後に、4ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、町債の発行予定額を限度額として、それぞれ設定をしております。

以上で平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わ

りました。

~~~~~

**日程第39 議案第31号 平成25年度  
兵庫県太子町水道事業会  
計予算**

○議長（佐野芳彦） 日程第39、議案第31号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第31号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

平成25年度水道事業会計におきます第3条の収益的収入は4億4,663万2,000円とし、営業収益は4億3,649万円を見込んでおります。

一方、収益的支出における事業費用については4億8,603万1,000円とし、支出の大半を占めます営業費用は4億5,032万4,000円を見込んでおります。

次に、第4条予算の資本的支出につきましては、建設改良費4,654万3,000円、企業債償還金4,131万円であり、支出総額8,785万3,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において工事負担金100万円を予定しております。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,685万3,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） ただいま上程されました議案第31号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算の詳細説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

第2条業務の予定量でございますが、(1)

給水戸数、以下ごらんの予定をしております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額、第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、16ページ以降の参考資料のほうで説明をさせていただきます。

第5条では一時借入金の限度額は1億円と定め、第6条では議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、(1)職員給与費7,091万1,000円、また第7条では他会計からの補助金としまして一般会計からの補助金を受ける金額500万円ですが、内容といたしましては児童手当等でございます。

第8条では、たな卸資産購入限度額を300万円と定めるものでございます。

次に、水道事業会計予算に関する説明書の3ページ、収益的収入及び支出、4ページ、資本的収入及び支出の実施計画につきましては後ほど参考資料で説明をさせていただきます。

4ページの下欄は平成25年度の資金計画で、年度中の受け入れ、支払いの現金収支予定を表示しております。翌年度への繰越額は9億7,118万5,000円を見込んでおります。

5ページから9ページまでにつきましては給与費の明細書でございますが、一般会計に準拠したもので、職員8名の人件費の支給内容等でございます。

10ページから15ページは、平成24年度の水道事業予定貸借対照表、予定損益計算書及び平成25年度予算を完全消化した場合の予定貸借対照表でございます。

続きまして、参考資料のほうに入らせていただきます。

16ページお願いいたします。

収益的収入の部ですが、主なものを説明申し上げます。

収益の大宗をなします目1給水収益、節1水道使用料は、前年度実績、経済情勢等勘案いたしまして4億142万6,000円を見込み、有収水量では363万5,000立方メートルを見込ん

であります。

目3その他の営業収益、節3他会計負担金は、消火栓維持管理等負担金として200万円、下水道使用料徴収事務費として2,157万8,000円の合計2,357万8,000円でございます。

17ページお願いいたします。

項営業外収益、目1受取利息及び配当金においては、定期預金利息と市場公募公債配当金として513万円を見込んでおります。

また、目2補助金では、一般会計からの補助金500万円を計上しております。

18ページをお願いいたします。

収益的支出の部でございます。

目1原浄水費は、浄水場で水道水をつくるときに要する経費でございます。節7光熱水費では老原浄水場等の下水道使用料795万2,000円を計上しており、節9委託料としましては水源地施設の休日及び夜間の運転管理業務の委託経費など、合わせまして1,519万8,000円を計上いたしております。節13動力費は、浄水場、各水源地、中継ポンプ場の電気代で、4,152万円を計上しております。

19ページお願いいたします。

節16受水費でございますが、兵庫県企業庁から年間51万1,000立方メートルを受水し、年間を通して安定供給に努めてまいります。経費といたしまして7,418万1,000円を計上しております。

次に、目2配水費ですが、この科目は配水管等配水施設の維持管理に要する経費で、合計1,152万5,000円を計上しております。

目3給水費につきましては、給水サービスに要する経費でございます。節8委託料において、水道メーター検針の委託、検査満了メーターの交換経費などとして990万7,000円を計上しております。

20ページお願いいたします。

目4総係費は、全体の事務的な経費を計上しており、合計3,140万7,000円を計上しております。

目5減価償却費は、規定の計算方法により

積算しており、立岡山北配水池ほか更新工事が完了することにより、2億728万2,000円の計上となっております。

21ページお願いいたします。

目7その他営業費用の営業費の材料売却原価では、量水器購入費として、期間満了となりました交換用の量水器及び新規設置用の合計1,276個予定しており、556万円となっております。

項営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費、節1企業債利息は、財務省財政融資資金の12件、公共団体金融機構の21件分の借入利息として2,191万8,000円を予定しております。

次に、22ページ、資本的収入の部でございます。

目1工事負担金として、給水工事負担金100万円を予定しております。

次に、資本的支出の部でございます。

目1配水施設改良費、節4委託料については、下水道工事の際に支障とならなかった配水管が老朽化しているため、配水管更新のための実施設計を予定しており、工事については平成26年度を予定しております。

目1企業債償還金については、財務省財政融資資金にあつては11件、公共団体金融機構21件であり、合計4,131万円を予定しております。

以上で平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第40 西はりま消防組合議会議員の選挙

○議長（佐野芳彦） 日程第40、西はりま消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。

西はりま消防組合議会議員に佐野芳彦、清原良典議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました佐野芳彦、清原良典議員を西はりま消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名しました佐野芳彦、清原良典議員が西はりま消防組合議会議員に当選されました。

ただいま西はりま消防組合議会議員に当選されました佐野芳彦、清原良典議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

私佐野芳彦お受けします。

清原良典議員。

○清原良典議員 お受けいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は2月27日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さんでした。

（散会 午後3時37分）